

淀川水系流域委員会 第36回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員

日 時：平成16年12月20日(月) 13:30～17:00

場 所：大阪国際会議場 10階会議室

〔午後 1時34分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様大変お待たせいたしました。これより第36回淀川水系流域委員会を開催させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研が担当させていただきます。私は都市・地域研究室の中島と申します。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、幾つかご確認、お願いをさせていただきます。まず、配付資料の確認をさせていただきます。袋の中に配付資料リスト、1枚紙がございますけれども、資料1から参考資料1ということで、資料1が「前回委員会（2004.11.16）以降の状況報告」。資料2-1から2-3が地域部会に関する資料。資料3-1から資料3-5までがございますけれども、これはダムに関する資料でございます。資料4が「委員会における今後の検討スケジュール」。資料5が「今後の会議スケジュール」でございます。あと、参考資料1で「委員および一般からのご意見」。それと、河川管理者より提供いただいておりますパンフレットが1冊入っております。なお、資料3-1「事業中のダムについての意見書（案）」でございますけれども、これにつきましては審議にあわせまして、後ほどの配付ということにさせていただきます。

それから、発言に当たってのお願いでございますけれども、毎回同様でございますけれども、発言につきましてはマイクを通して発言いただき、必ずお名前を言っていただくということでお願いいたします。あと、審議の終了後に一般傍聴者からの意見聴取ということで時間をとらせていただいておりますので、委員の審議中につきましては、一般傍聴者の方のご発言はご遠慮いただきたいというふうに思います。

本日の審議でございますけれども、16時半までの3時間を予定しております。円滑な審議にご協力をお願いいたします。

それでは、芦田委員長、議事進行をお願いいたします。

〔審議〕

芦田委員長

芦田でございます。

いよいよ流域委員会も大詰めに参りまして、工事中のダムの取り扱いについての意見書を審議する段階になってまいりました。きょうは皆さん非常に関心の深い問題でございますし、委員の中でも議論が必ずしも一致しているわけではございませんが、委員会終了後、記者会見をしたいと思っております。ただし、問題が問題でございますから、ワーキンググループが提出されたものを審議して、大分議論が出る可能性もございます。そうしますと、途中の段階で報道されたのでは非

常に誤解を生むおそれがありますから、委員会終了後にお願いしたいということでございまして、まず最初、地域部会からの検討経過について審議いたします。そして、それが終了した時点で一たん休憩しまして、気を取り直してダムワーキングの検討結果について、委員会として検討するということにしたいと思います。それまでに資料の配付をしますと流れてしまうおそれもありますので、審議が始まる時点で配付するというにさせていただきたいと思います。よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思います。

まず、第1番目の状況報告、庶務からお願いします。

1) 状況報告

庶務（みずほ情報総研 中島）

時間もあれですので。右肩、資料1とついている「前回委員会（2004.11.16）以降の状況報告」ということでございます。

そこにございますように、主として会の結果報告を配付させていただいております。第23回猪名川部会から第40回運営会議までのものを配付させていただいております。

以上でございます。

2) 地域部会における検討経過

芦田委員長

それでは、次、地域部会における検討経過、これにつきましては国土交通省の方から既に事業が始まっている問題、それから検討の課題等いろいろございまして、既に大分進んでおるわけでございます。それを点検、見直しするということを依頼されておまして、それを各地域部会でお願いしておるということでございまして、その検討経過をご報告いただきたいと思います。

まず、琵琶湖部会からお願いします。

川那部委員

琵琶湖部会の川那部でございます。ここにございますのは11月末までの報告が資料1と2-3にございますけれども、12月15日に行いましたものを含めて簡単にご報告いたします。

今、芦田委員長からも話がございました。具体的な整備内容シート及び事業の進捗点検に関する点検につきましては、琵琶湖部会は普通の他の部会と同じようなやり方でやっていっております。特に具体的な整備内容シートについては、基礎原案におけるものについては既にきちっと議論をして意見を出しておりますけれども、それにかわって出てきた基礎案についてのものを現在個々について検討しているところで、それと事業進捗点検にかかわる検討等を進めております。恐らくもう

1回、次の琵琶湖部会で大体決定をいたしまして、次の1月の委員会のときには出ささせていただけることになると思います。

そこでもう1つご報告をしておかないといけないと思いますのは、琵琶湖部会からは恐らく琵琶湖部会からの意見書というものが次回に出ることになると思います。これを委員会の意見書としていただくか、琵琶湖部会だけの意見書としていただくかはまた改めてでございますが、そういう予定をしております、1つは琵琶湖というのはほかのところと比べて特別の内容でもございますし、また逆に多くのところが直轄の管理の仕方をしていないというような点もあって、その点に関する意見は改めて出しておく必要があるのではないかとということが1つ。それから、琵琶湖の場合は水位の問題がかなり重要でございますので、この問題についての意見を出すというのが1つ。その2つがいわば委員会の意見となるか、あるいは附帯文書として琵琶湖部会からの意見となるかは、また次のときに考えていただくとして、それまでに提出させていただくという予定で物事を進めております。

以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、淀川部会。

寺田委員長代理

淀川部会は先週の土曜日に最終の部会を開催をしました。この日に部会の方としての検討案を確定するというので、いわゆる整備内容シートについての淀川部会の守備範囲の部分について、個別に調整会議から一つのまとめ案というものをお出しいただいていた部分と、調整会議の方からの取りまとめ案が出てない部分については、各部会の委員の方でいろいろご意見が出ていたものを全部、各項目別に部会としての取りまとめ案ということにするための討議を行いました。

全項目にわたって一応検討を終わりましたので、あとは再度部会を開くのではなくて、そこでの討議を踏まえて委員が分担をして取りまとめの文書を要約したものをつくって、そして部会全員にそれを配付して点検を受けた上で、1月11日の全体委員会のときに提出をさせていただいて、全体の委員の討議を経て委員会の整備内容シートについての意見としていただくという手順を決めさせていただきまして、それに従って検討を終えております。

一応、淀川部会としては先週土曜日の開催をもって最終とするということにさせていただきました。以上です。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、猪名川部会。

池淵委員

米山部会長が体調を崩されておられますので、部会長代理の池淵の方から猪名川部会の報告をさせていただきますと思います。

12月3日にも猪名川部会を開催させていただきました。12月1日にダムワーキングでご説明等があった部分について、また猪名川部会でも意見交換等をさせていただきましたが、その後、この猪名川部会の守備範囲にあります整備シート、その基礎原案についての意見は既に出ておるわけですが、基礎案につきまして部会としての意見を表示しようということで、各委員にそういった意見等をいただいて、先般、そういった意見をいただいた形を踏まえて、私の方で少し基礎案に対する意見の取りまとめ等をたたき台として用意させていただこうと。今度、23日に猪名川部会としては最終の部会を開催させていただいて、そこで部会として意見取りまとめのご審議等をさせていただき、来年1月11日に地域部会として報告すべき内容を最終的な取りまとめ等、やりとりを踏まえて出させていただきますというふうに考えております。以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

皆さん、来年の1月11日の次回の委員会で提出するというところでございますが、各部会間の調整みたいなものはどうなっているんですか。それはあんまり必要ないかどうか。

川那部委員

琵琶湖部会の中で申しました点につきましては、進捗状況等々については当然に同じようなやり方をしないといけないというところがございますでしょうから、その前にも後にもいろんな格好で、各々の部会の担当の方が決まっておれば、そこにご連絡をしてやっていきたいと。最終的に文章の統一等は、ひょっとすると11日以降になる可能性も、あるいはあるかもしれないというふうに一応議論をいたしました。

芦田委員長

そうですか。ほかのところの部会もそういうことで。

池淵委員

私ども猪名川部会では、それぞれいただいているフォーマットというんですか、整備シート、基礎原案に対する意見、それから、猪名川にかかわる守備範囲のところの基礎案に対する意見という

ふうな形のものを取りまとめ、個人のいろんな意見については添付資料というような形でとりまとめて、そういう形のやつでよければ、そのまま押していきたいというふうに思っておりますけれども。

芦田委員長

この点に関しましてご意見ございますでしょうか。

寺田委員長代理

今、猪名川の方もおっしゃったんですけども、琵琶湖の方も、今回の各部会で作業をやっているものの対象は、基本的には整備内容シートについての意見を委員会の意見をつくるために各部会でまず検討していると思うんです。ただ、検討する過程でいわゆる基礎案に対する意見の部分も委員の方から出ているもののがかなりあるんですね。本来的に基礎案に対する意見というのは、委員会として意見を言うということにはもちろんっておりませんし、諮問も受けてない。ただ、整備内容シートについての意見を言う関連において、その基礎案の内容になっている部分についても一定付言しないかというふうなことについては、その関連の中で言うべきではないかと。

だから、基礎案に対する意見をこの委員会が意見を言うというのは守備範囲を超えていますので、その辺はできれば運営会議の方で調整をさせていただいて、きょうここで1項目ずつそれをやるわけにいかんと思いますので、猪名川と琵琶湖の方のまだこれから開かれる部会での討議結果を待って、具体的な整備内容シートについての意見書として、どの範囲で今度の1月11日の委員会で討議をしていただくかというのを調整した方がいいんじゃないかとは思いますが。

芦田委員長

そうですね。整備計画内容シート、そのものについていいか悪いかとか、こういうふうに見直したらいいというような、もちろんそれはしたいですけども、それに関連して、もっとやり方を変えた方がいいんじゃないかと。かなり一般的というか、広い根本的なところからの意見も大分あるようなんですね。それは今おっしゃったように、基礎案に対する意見ということにもなるのかもわかりませんが、形の上ではそれぞれの整備計画内容シートに関連したところで述べるということが適当ではないかと思うんですけども、そのあたりは各部会でニュアンスが違うかもわかりません。そのあたりをちょっと調整する必要があるかもわかりませんね。

それは寺田さんがおっしゃったように、できたら運営会議あたりで調整させていただいたらありがたいと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

河川管理者の方はどうですか。どんな意見が出ているかはまだ御存じないと思うんですけど。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。私ども河川管理者の方からは、河川整備計画基礎案に沿って現在さまざまな実施、あるいは調査検討の項目がございますが、これらを進めております。それらの進捗の状況というのを、私どもがみずから検討した結果を委員会の方にご報告をさせていただきました。これについて意見をいただきたいというのが私どもの方からのお願いでございます。

それに付随しまして、先ほど寺田委員の方からもお話がございましたように、そもそもの基礎案についても言うべきことがあるということであれば、それはまたお聞かせいただくことは差し支えございませんけれども、私どもの方からお願いした案件というのは、今、私が申し上げたことでございます。

芦田委員長

はい、わかりました。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

ちょっと始まってすぐやめるわけにもいかんのですけれども、しかしこれで一たん休憩させていただきます。2時半から再開ということにさせていただきます。

庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、2時半まで休憩ということにさせていただきます。

〔午後 1時55分 休憩〕

〔午後 2時35分 再開〕

芦田委員長

それでは、再開したいと思います。

ダムワーキングにかかわる経過の検討でございますけれども、これにつきまして、開催状況、その他、庶務の方から関連の資料を説明させていただきます。

3) ダムワーキングに係わる経過および検討

庶務（みずほ情報総研 中島）

資料3-3に「ダムWGの開催経過について」というホッチキスどめのペーパーがございます。このような形でダムワーキングの審議を進めてきております。ダムワーキングの本体の検討及びサブワーキングの開催経過ということで表にさせていただいております。ごらんいただければと思います。

芦田委員長

それでは事業中のダムについて意見書案の検討でございますが、これにつきましてはちょっと混

乱しておるんですが、ダムワーキンググループで非常に熱心に議論していただき、流域委員もそれを完全にバックアップする体制で全体でまとめたというか、特にダムワーキンググループに負担をかけておりますけれども、その検討結果を流域委員会あるいは地区部会にフィードバックしてもらってそこで検討するとか、それからダムワーキングはオープンにしておりまして、委員が自由に参加して全面的にバックアップするというようなこともございまして、今まで10回ぐらい開催しておりますし、学習会、現地見学会等を入れて相当な努力を重ねてまいりまして、現在も進化中というか、この前の15日に大体まとめたのでございますけれども、その分、意見がいろいろありまして、現在配っておる新しいやつが出てまいっておるわけでございます。

そういうことで、これだという案にまだ到達していないという面もございまして、それだけ非常に熱心にやっておるということと、事業中のダムの検討も流域委員会としての基本姿勢は提言に書いたとおりでございまして、ダムは原則として建設しないと。あらゆる代替案を検討してどうしても実行的に有効な方法がないという場合に最後の手段としてやると。かつ、その場合でも環境の影響を検討しまして、環境に致命的な影響がある場合には考え直すというふうな基本姿勢で提言したわけでございますが、その提言を受けて国土交通省の方では基礎原案で、なるほどそうだといいことでそれを認めて調査検討するということになったわけですね。

その原案について、我々はダムを中止するのも選択肢の1つとして見直してほしいという意見書を出したわけです。国土交通省の方におきまして、その調査検討の継続をずっと今までやってきたわけでありまして。その結果について、ダムワーキンググループの今本リーダーの方から、意見書の案について説明をお願いしたいと思っております。

今本委員

今本です。ダムワーキングにつきましては、正確に言いますと、きょうの午前中の作業部会まで入れまして、4カ月余りの間に36回の会議をしております。実に過酷なワーキングでした。その間、私どもは真剣に、もちろん真剣であるということは当然なことではありますが、真剣にやったつもりです。その報告につきましては、できるだけ皆さんの意見を入れたいということで、あえて途中段階での案を皆さんに送っております。これは修正してもらうために送ったわけです。これが結論ですというために送ったものではありません。ですから、回を重ねるごとに作業部会としてはよりいいものをつくってきたつもりであります。

ところが、本日、途中の段階で重大な変更があるという事情で最新版を今お配りすることはできません。作業部会としては非常に不満であります。したがって、これ以上、作業を続けるのがいいかどうか、絶句するほど混乱しております。

この報告書につきましては、これまでに何度もお配りしております。いろんな方から意見を聞くたびに、取り上げなかった分については何らかの形で対応し、なぜ取り上げられなかったかということの説明しながらやってきたつもりです。そういう事情で、きょうどの案を取り上げられるのか、私にはわかりません。

これまでに本当にたくさんの、何度も途中の経過で大きな揺れがありました。特に各ダムの評価について、これをどうするかというところでの表現の問題であります。ですから、これ以上のところは委員長に審議の方はお任せする以外ない。私の方からの説明は以上です。

芦田委員長

15日案ができていますわね。まず、15日案を皆さんにお配りしているわけですから、15日案の後、さらに検討を加えてきょうの資料3 - 1を提出されて、その資料3 - 1は皆さんに配っているわけですから、どこをどういうふうに変えたというようなことも説明していただけたらありがたいんですけれどもね。

川那部委員

ちょっとその前にわからないので教えていただけないでしょうか。

1枚ごとのが違うというのはよくわかるんですけれども、冊子にさせていただいた分のうちのどちらがどれになるんですか。こういう目次が1ページ目にある分と、目次が2ページ目にある分と2つあるんですが、2つ配られましたね。

芦田委員長

資料3 - 1ですか。

川那部委員

どちらも3 - 1なんです。20日という数字も同じなので、それがこの1枚ずつにある各ダム結論部分、送付版、配付版というのはどちらがどちらになっているのか、これは同じものなのか、何を配ってくださっているのか、ちょっと教えていただけませんか。

芦田委員長

庶務の方から説明します。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

庶務から説明させていただきます。

最初に配りました目次が1枚目になっているものに関しましては、先般、各委員の方々にお送りしました12月15日送付版です。きょう、資料のコピーの関係で15日送付版というのが抜け落ちていてわかりにくくて申しわけないんですが、これは15日の夜に発送して、大方の方々は16日午前を受

け取られているかと思います。メールの方は15日の夜にメールをさせていただいております。それと同じものです。

それともう1つ、表紙がついている同じく3 - 1と資料番号はなっていますが、これは今、今本リーダーが午前中まで検討したというふうに話をされましたが、その資料になります。ですから、これは15日版をもとに修正がかかっているものという位置づけになります。補足は以上になります。

川那部委員

もう1つだけ、それでは庶務にお尋ねします。

そうすると、1枚ずつに書いていただいのは、そのおのこのところから何々ダムと書いてあるところを、おのこの抜粋したもの、そのものであるというわけですね。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

そうです。全くそのものを抜粋したのになります。

川那部委員

両方見比べると大変なのでお尋ねすると、その結論部分以外はこの大きい2つは全く同じですか。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

いえ、違います。異なっております。

川那部委員

この大きい15日版と20日版も、ここのところ以外も違うわけですか。

庶務（みずほ情報総研 中島）

はい。内容は異なっております。

川那部委員

わかりました。そろえて調べないといけないんですね。

芦田委員長

1ページに目次があるのが12月15日で資料3 - 1 - 1としていただけますか。

それから、もう1つの方が3 - 1 - 2、12月20日版、目次が中にあるやつですね。これがきょうの案ということですね。中身が違うんですね。説明してください。

今本委員

それでは、資料3 - 1 - 1と3 - 1 - 2。

傍聴者（増田）

委員長、今本委員、済みません。傍聴者には資料は配られないのですか。

芦田委員長

これは庶務の方から説明してください。

庶務（みずほ情報総研 中島）

説明いたします。コピーの都合で審議の途中になって申しわけないんですけども、届き次第、配付するという形で対応させていただく予定にしております。

傍聴者（増田）

何分ぐらいかかりますか。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

見込みとしては3時半過ぎを予定しております。

芦田委員長

まことに申しわけありません。そういうことで資料の配付がおくれておるので、申しわけありません。

今本委員

では、中身について説明します。簡単のため、15日版という言葉と20日版という言葉にかえさせていただきます。まず、目次ですが、15日版は1ページ目に目次があります。20日版は1枚めくったところに目次があります。この目次がまず変わっております。15日版では1章、2章、3章の構成になっていますが、20日版では1、2、3、4となっています。ふえたのは「事業中のダムへの意見」というのを新たな章にただけで、内容に大きな違いはありません。

それから、中身の文言だとか表現の部分については15日版以降に寄せられました意見をもとに、できるだけ修正をしました。これは先ほど言いましたように、必ずしも意見に応じた修正をされていない部分ももちろんありますが、作業部会としては寄せられた意見はできるだけ丹念に読んでどうするかということを相談しながら決めております。

一番違うところが各ダムの最後のところの3行ないし4行です。例えば15日版の丹生ダムのところでいいますと、8ページの2 - 3、大戸川ダムの上書いているところです。ここに「したがって、丹生ダムについては、ダム本体工事の中断を継続して、とくに琵琶湖の環境への影響を明らかにするための調査・検討ならびに姉川・高時川の河道改修についての調査・検討をより詳細に行い、きわめて慎重かつ可及的速やかに結論を出す必要がある」となっていました。この意見に対しまして、委員から寄せられた意見は、これは意見書になっていないんじゃないかと。河川管理者に委員

会として言っていることは、極めて慎重かつ可及的速やかに結論を出す必要があるということが記されているだけだと。その意見を受けましているいろいろと作業部会でも随分悩みに悩んだところです。

それが8ページ、中段ぐらいに、今度は3 - 2の大戸川ダムというところの上の5行ほどです。

「したがって、丹生ダムについては、琵琶湖の環境への影響についての調査・検討をより詳細に行い、琵琶湖の環境への影響が解明されるまでダム本体工事の中断を継続する必要がある。また、姉川・高時川の洪水対策については、自然環境の保全・回復の視点に立った「河川対応」および「流域対応」を併用した方法により、早急に既往最大洪水に対する床上浸水を回避できるようにする必要がある」という文章になっています。

ここの意味で、特に20日版で言いたかったことは、同じように結論は早く出してほしいわけですが、その間どうするのかということです。それについても触れておく必要があるということから、「また」以降の文言が加わっております。これは各ダムとも非常に似ております。

ちなみに、余野川ダムについて読みます。大分飛んでいますけれども、15日版では「したがって、余野川ダムについては、その必要性がきわめて限定的かつ希薄であることを踏まえ、ダム本体工事の中断を継続して、浸水被害の軽減策についてより詳細に調査・検討を行い、自然環境の保全・回復の視点に立って、慎重かつ可及的速やかに結論を出す必要がある」ということです。

これに対しまして、20日版は「したがって、余野川ダムについては、ダム本体工事の中断を継続するとともに、治水面での効果がきわめて限定的であることを踏まえて、ダム建設の必要性について可及的速やかに結論を出す必要がある。また、猪名川の洪水対策については、自然環境の保全・回復の視点に立った「河川対応」および「流域対応」を併用した方法などにより、早急に既往最大洪水に対する床上浸水を回避できるようにする必要がある」ということです。

これをいずれの表現をとるか、あるいはそのほかのことについては、どうぞ委員の皆さんで、議論で決めたいと思っております。

寺田委員長代理

寺田です。きょうの傍聴の方に今の意見書案と申しますか、ダムワーキングの方で鋭意つくっていただいた15日版とか20日版と言っているものがお手元に渡っていませんので、それが来るまでの間、ちょっと説明を補充しておきたいと思うんです。

傍聴していただいている皆さんにも特にご理解いただきたいのは、11月の最後の方からまさに昨日まで、最終的な5つの事業中のダムについての意見書をどういうふうなものにするかということの作業はダムワーキングというところでその作業をやっていただくと。そして、その案について各委員にお知らせをして、そのたたき台としての案に対して意見を出してもらおうということで、最大

公約数としての意見の取りまとめをだんだんと作り上げていくという作業でやってきてもらったわけです。

大変な回数です。週に3回以上、物すごい回数の時間をかけてやってきていただいているわけです。委員の方からもたくさんの意見がその案が出ることに寄せられています。それを全部網羅して1つの案にするということは不可能です。それほどに事業中のダムについてはさまざまな意見が委員の中でも寄せられているわけですね。しかし、その最大公約数としての案を各段階でつくってきてもらっているわけですね。

特に12月5日のダムワーキング、これはきょうご出席の方でお出ましいただいた方がいらっしゃるかもしれませんが、この12月5日に河川管理者から初めて全般的な中間取りまとめが示されたわけです。これはそれまで説明のなかった利水も含めて出てきたんですけれども、この時点でも河川管理者自身がこの5つのダム事業について直ちに実施するとか、いや、やめるとかいうふうな意見は入っていません。なお調査検討するんだというふうな、非常に端的に言えばそういうふうな意見ばかりだったわけですね。その上でこの委員会としてどういうふうな形でどういうふうな意見を言うべきかということがなかなか難しい選択になってきたわけです。

そういう中でやはり共通認識であったのは、この委員会の仕事が河川管理者から示された中間取りまとめの案に対して意見を言うしかありませんので、非常に限られた形の意見になるということはやむを得ないというところから出発をしました。12月5日に管理者から示された後にいろいろ作業をしていただいて、12月11日に実はコア会議というものを開いています。コア会議というのは正式に運営会議で定めた組織です。これはダムワーキングのメンバー以外に運営会議のメンバーとかいう人を加えて構成している会議なんですけれども、ここで実はそれまでにいろいろ出た意見をかなり集約してもらったダムワーキングの方の案が出てまいりました。この11日は時間が短かったんですけれども、いろいろ議論をして、そこでの議論を受けて、そして正式にはコア会議で議論をしていますので、その意見を受けた上で12月12日版というものがつくられました。

先ほどから出ています12月15日版というのは、実は12月11日版と大体同じようなものなんですね。ほんのわずかな表現の違いはありますけれども、そういうことで15日版と言っているのは、正式な審議経過を踏んでダムワーキングからコア会議、そしてコア会議での議論を踏まえて一応つくられた案というものが15日のベースになっているということで、これは1つの考え方を示すものだという事です。

それから、その後に15日には拡大学習会というものを実は委員の間で行いました。これは委員全員が参加できるという前提で、やはり意見書の中身をどれだけの内容とするか、もしくは理解、認

識の点では共通認識に達しておっても表現をどうするかということでさまざまな意見があるわけですね。それについての議論を拡大学習会という15日に行いました。そこでいろいろ議論をして、ちょっと修正して、先ほど言いました12月12日版の修正版としての15日版ができ上がったわけです。だから、基本的に12日版とは余り変わっていません。

だけど、12月15日に議論を経てつくられた意見書案についても、先ほど今本委員が説明をされましたように、やはりたくさん意見が出てまいりました。それで出てきた意見をきょうまでかかって、本当にそういうご意見を最大限入れるためにどういうふうな表現なり、どういうふうな意見内容等できるかということで、また一番新しい時点での案も一つの案としておつくりいただいたと。それが12月20日版と言っているものです。

この2つのものを、時間はちょっとおくれますけれども、きょうの傍聴者の皆さんにも配付させていただけるように庶務の方で準備をしつつありますので、手元がないので聞くだけではなかなかわかりにくいので申しわけないんですけど、そういうふうな過程を経てきていると。

きょうはそういうかなりの時間を経ていろいろ変わってきている意見書の中身のところを全体の委員会で十分に議論をするということで、資料が皆さんに回ったところで、そういう議論、討議をやっていたらいいんじゃないかというふうに私は思っております。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

そういうことで12月15日版をベースにして、12月20日、その後、修正されました最新の案について皆さんにご意見をお伺いできればと。

はい、どうぞ。三田村さん。

三田村委員

三田村でございます。私は作業部会の係の1人としてコメントさせていただきたいんですけども、新しい内容、すなわち委員から意見をいただいた中での新しい内容というのは12月20日版に私は入っていないと思いますし、私自身はそれはできるだけ避けるようにいたしました。

といいますのは、そういう権限が私たちに与えられてないんです。私たちの作業部会の権限といいますのは、皆さん方からいただいた内容を整理するだけです。内容を構築する権限までいただいてないんです。そういう意味で、作業をきょうの午前中まで行って来たということです。

逆に申しますと、15日に皆さんがご議論いただいた内容、それがそのまま20日版として出ていると考えていただければ差し支えないと思います。ただ、1枚物で配られていますが、これはちょっと間違いですね。各ダム結論ではないですから、各項の末尾部分というぐあいにお考えいただいた

方がいいと思います。ほかの部分も随分と表現が変わっている部分もあります。それはよりわかりやすくただけです。

今言いました結論部分、末尾部分に少し文章がふえておりますのは、その末尾部分よりも少し上の部分を要約して、そこに持ってきた方がわかりやすいだろうということだけで、新しく加わった内容というのは私はないと思っております。よろしく願いいたします。

芦田委員長

今、配られておる20日というのは15日版と変わらないという意味ですか。どういう意味ですか。

三田村委員

内容は変わらないと私は思っております。場所を移動したとか、「したがって」の部分がまとめに近い部分でありますので、より上の部分を反映させてそこに持ってきたということはあると思えますけれども、少なくとも私はそのような視点で作業部会に加わっていました。

芦田委員長

はい、塚本さん。

塚本委員

作業部会の内容とか詳しいことはわかりません。ただ、今本さんがご説明されたところ、これは全般のところもあるんですけど、なかなか琵琶湖部会とか淀川部会というのは両方行くことはできないんですけども、琵琶湖部会の方は、私は外からですけども、かなりこの2、3回に来て、環境ということを非常に本質的なところで具体も含めて詰めてこられたと思っております。だから、私自身は今後の継続としては、例えば水位操作自身、非常にポイントであるものの継続ということを考えたいと思っているんですけど、まず、今の今本さんのお話では、恐らく充実したものだ。15日版よりもより充実したものだというふうに解釈しました。

というのは、琵琶湖の環境をどうするかということとちゃんと入れてきたということと、もう一つ、これは私も以前に発言しましたがけれども、遊水地とかいう特定だけでなく、本来の水害による被害を軽減するという内容には、越流する流域の浸水についてもちゃんと考えていこうよということで、そこまで含めたダムのあるようも考えようということですから、私は充実したものであると。決して対立したりごちゃごちゃしたものではないというふうに理解しました。

芦田委員長

はい、西野さん。

西野委員

西野です。傍聴者の皆さんに資料が渡ってなくて、今、議論しているのは結論だというような

形で話が先行し過ぎだと思います。大部分の皆さんはこの文章を見られるのは初めてなんです。初めての方が結論だけ言われても何が何だかわからないと思います。もう少し、この意見書の案が作業部会でどのように練られたかというプロセスをきちんと説明する必要があるんじゃないかと思っていますけれども。

芦田委員長

その辺、はい。

寺川委員

プロセスについては今、寺田さんの方から説明があったと思うんですけども、傍聴者に資料が行ってない中で議論をするというのは、やはりこれまでの経過から好ましくないとも思っています。それでなくても先ほど長い休憩をとって大変貴重な時間を、むだにしたわけではないと思うんですが、費やしたということもあわせて、きょうの議事の進め方そのものが、私は委員長に対してこういう審議の進め方はどうなのかなというふうに思うんですが。

といいますのは、先ほど寺田副委員長がおっしゃったように、これまで我々は委員会の議論に基づいて進めてきてたわけです。私もダムワーキングのメンバーとして、また作業部会のメンバーとして精いっぱい、それぞれの委員さんから寄せられた意見をこの意見書に反映すべくやってきました。これについては、もう既にきょう12月20日にダムについての一定の委員会の意見をまとめるということも、ある意味では明示してきたのではないかと。

といいますのは、これまでからきょうお集まりいただいている多数の方も、多分きょうダムについての方向が出されるんじゃないかという期待をやはり持ってこられた。これはこれまでの委員会でも来られるたびに肩透かしのような形で我々は結論を出さなかったということは、それなりに慎重に議論もし、考えてきたということも言えるわけですが、しかしこの限られた中で精いっぱい委員の意見を集約して今日まで来たということと考えますと、やはりここで少なくともダムに対する委員会としての方向をどうするかということを経済としてまとめる責任があったというふうに私は思うんです。

そういう意味では、きょうに至ってそれがこういう事態になっているということを非常に残念に思うんですけども、やはりどう言いますか、今、15日版と20日版ということで出されているわけですけども、15日版にしても、あくまでこれはダム計画に対する我々の意見をまとめる過程でありまして、きょう皆さんにお配りするというよりも、本来ならば20日版ですね、作業部会で仕上げたものに基づいて、もしこれに対する委員としての意見、あるいは異議といったものがあればお出しただいて審議するのがよかったというふうに思いますので、それをせずにかなり以前の資料を

この委員会に出してきて、ここで検討するというのは非常に時間的にもむだな感じもしますので、その辺についてはきょうの20日版について、でき上がった時点で全員にお配りしていただいて議論を速やかに進めるということは私としてははしていただきたいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

芦田委員長

はい、わかりました。そのようにしたいと思いますが、資料が来次第、議論したいと思えますけれども。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

庶務から案内いたします。資料の20日版に関しては既に配付することは可能です。15日版は先ほど申しましたように3時半ということで。

芦田委員長

両方一緒に配っていただいたらいいんですね。

傍聴者（増田）

20日版を配ってください。当然でしょう、それは。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

委員会の要請があればすぐお配りします。

芦田委員長

両方一緒に配っていただいたらいい。

寺川委員

20日版はもうできているというふうに言っていますので。

芦田委員長

じゃ、20日版は配ってください。

寺川委員

後からもし15日版をどうしても配りたいというのであれば、それはお配りになってもいいですけど。

芦田委員長

あのね、そしたらやっぱり、ちょっと混乱してあれですけども、15日版と20日版と一緒に配りましょうか。それまで休憩ということで。

傍聴者（増田）

いや、それは時間がもったいないですよ。20日版だけでも先に配ってください。今、寺川委員が

おっしゃったように。

嘉田委員

嘉田でございます。皆さん、大変忙しい時間に来ているので、形式以上に、実質を重視した方がいいと思います。ともかく20日版を見るだけでもかなり時間がかかります。20ページ近くあるものですから。それをまず配付していただき、その後、例えば30分後に15日版が来ても何の問題もないと思うのですが。ここで余り形式論を委員長さんは言わないでほしいという思いがいたしますが、いかがでしょうか。

芦田委員長

はい、わかりました。配っておいて見ていただいたらいいですね。

では、配っておいて、議論は15日版が来てからにしたいと思いますが、貴重な時間ですので、見ておいていただく必要があると思います。配ってください。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

はい。それでは、庶務からこれから20日版を配らせていただきます。15日版につきましては、今、委員長のお話がありましたように、到着次第、追って配付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

芦田委員長

それでは、休憩いたします。

資料が来次第、再開ということにさせていただきます。

寺田委員長代理

20日版はとにかくすぐに配ってください。この会議は休憩をします。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

会議は休憩ですけれども、20日版を配らせていただきますので、できれば着席のままお待ちいただければと思います。

〔午後 3時15分 休憩〕

〔午後 3時26分 再開〕

芦田委員長

20日版の資料は渡ってますでしょうか。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

20日版は一通り今配り終えております。

芦田委員長

それでは、20日版の資料が行ったようでございますので、これから再開いたします。ダムワーキングリーダーの今本さんから20日版について説明をお願いします。

今本委員

それでは、ここまでの経緯がわかるようになるべく簡単に説明させていただきます。

全体で、表紙をあけていただきますと、1が「はじめに」、2が「事業中のダムについての検討方針」、3が「事業中のダムへの意見」、4が「おわりに」となっています。

まず「はじめに」ですが、ここでは流域委員会としての環境面、治水面、利水面から見たダムについての基本的な考えを示しています。

例えば「環境面からみたダムについての基本的な考え」について説明しますと、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えますので、自然環境の保全・回復という視点から言いますと、ダム建設は基本的に好ましいものではありません。また、「不可逆的で重大な負の影響を及ぼす恐れがあると考えられる場合には、たとえ治水あるいは利水の面からダムが必要と判断されても、予防原則に則りダム建設を極力回避するようにしなければならない。」、これが環境という視点から見たダムへの考え方です。

次に1 - 2の「治水面からみたダムについての基本的な考え」ですが、これにつきましては「これからの治水はダム以外によることを基本とし、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の最後の選択肢とするべきである。したがって、これからの治水は、堤防を補強して破堤しないようにするなどの『河川対応』ならびに土地利用の規制や避難対策などの『流域対応』の併用を基本とするべきである。」としています。

利水につきましては、1 - 3ですが、現在では水需要そのものが漸減傾向にあり、今後の人口減少の予測などを考慮しますと、「利水面からの式新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。」と。これが基本的な考え方であります。

次に、2は「事業中のダムについての検討方針」ということで、2 - 1はこれまでの検討経緯をまとめたものです。

提言で「ダムは原則として建設しない」とし、意見書でも「事業中の4つの新規ダムは、中止することも選択肢の1つとして、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である」とし、ダムについては一貫して厳しい態度を示しています。

「検討方針」ですが、提言で示されました理念に基づきましてここ20年から30年の具体的な目標を定めて、その目標を達成するのにダムが必要かどうかという視点から審議することにしました。

具体的な手順を示しますと、 が「ダムの主たる目的とその効果について精査する。」、 が「ダムの主たる目的に関わるダム以外の方法とその効果について検討する。」、 が「河川整備計画が目指すべき具体的な目標の実現性などの総合的視点から各ダム建設事業への意見を述べる。」と、こういう方針を立てました。その結果に基づいて各ダムについての意見を述べたのが3章以降です。

まず、丹生ダムについて言いますと、今、20日版と言っているもので説明しております。丹生ダムにつきましては、5ページに書いていますように「3-1-1 丹生ダムの目的および効果」、6ページに「3-1-2 丹生ダム以外の方法」があります。ここではそれらをまとめました「3-1-3 丹生ダムへの意見」というところを読ませていただきます。

「丹生ダムの主たる目的である琵琶湖の水位低下抑制および姉川・高時川の洪水調節への効果についてつぎのように判断する。

琵琶湖の水位低下現象のうち急速な水位低下は1992年から実施された瀬田川洗堰の操作規則制定がもたらしたのであり、その回復には操作規則の変更および運用の改善によるのが基本である。また長期的な低水位に対する丹生ダムの抑制効果は貯水容量から判断してきわめて限定的といわざるを得ない。これに対して瀬田川洗堰の操作運用で対応する方法および琵琶湖の制限水位を変更する方法の併用は琵琶湖水位の低下抑制にはきわめて効果的である。いずれの場合も治水および利水への影響の軽減対策が必要となるが、治水への影響は瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区にいたる一連区間の放流・流下能力の増大ならびに琵琶湖沿岸での流域対応により、利水への影響は湯水調整の早期実施により、いずれも対応可能である。

姉川・高時川の洪水調節に対して、丹生ダムはダム計画時に想定した規模以上の降雨があった場合やダムの集水域以外の残流域に降雨が集中した場合の効果は限定的となるが、集水域が高時川福橋地点より上流の流域面積の45%を占めるうえ洪水調節容量も大きいことから、調節効果があると認められる。さらにダム事業の準備から比較的短期間で効果が得られる。これに対して河床掘削・拡幅・障害物除去などの河道改修は流下能力を増大するばかりでなく、越水しても破堤しないように堤防補強をすれば流下能力を上回る規模の洪水に対しても床上浸水を回避する効果が期待でき、経費の確保や用地の取得さえ解決されればきわめて有力な方法となる。

一方、丹生ダムの建設は、ダム周辺の豊かな自然環境を破壊するばかりでなく、河川水のダム貯留による水温・水質の変化が短期的・長期的に姉川・高時川水系および琵琶湖生態系の構造と機能に重大な負の影響をおよぼす恐れがある。とくに本来速やかに下流の琵琶湖へ流入するはずの融雪水をダムに貯留することによる琵琶湖深層水の低酸素化の促進、ダムで富栄養化した水を流すこと

による琵琶湖水質への影響、微細砂の運搬による湖底の泥質化などが懸念される。丹生ダムが建設されると、琵琶湖の生態系に対し重大で回復不可能な影響を及ぼす恐れがあるとすでに繰り返し指摘してきたが、河川管理者が示した調査・検討内容では、これらの懸念を払拭することは到底できない。」

次の5行が先ほどから問題になっているところですので、ここは省略させていただきます。

次に、11ページの中ほどの「3 - 2 - 3 大戸川ダムへの意見」。

「大戸川ダムの主たる目的である琵琶湖の水位低下の抑制と大戸川の洪水調節への効果についてつぎのように判断する。

琵琶湖の水位低下の抑制のうち大戸川ダムが主に関係するのは、下流河川への維持用水の補給を通じての長期的な水位低下の抑制であるが、ダムの利水容量からすればその抑制量はきわめて限定的である。丹生ダムの項でも述べたように、琵琶湖の長期的な水位低下の抑制については瀬田川洗堰の操作運用で対応する方法および琵琶湖の制限水位を変更する方法の併用がより効果的である。

大戸川の洪水調節については、大戸川ダムの洪水調節容量は集水面積に比べてそれほど大きくないものの集水域そのものが黒津地点より上流の流域面積の大半を占めるため、ダムは一定の効果があると認められる。これに対して、現河道には無堤区間や他に比べて極端に流下能力の小さな区間が存在するが、堤防補強・河床掘削・拡幅・障害物除去などの河道改修は、既往最大洪水に対する流下能力を確保できるばかりでなく、洪水氾濫想定区域内の一般道路や農道等の2線堤化と土地利用の規制・誘導を併用すれば、既往最大を上回る規模の洪水に対しても被害を軽減する効果が期待できる。

一方、環境面では、大戸川ダムの建設は、例えばオオタカなどの猛禽類が生息するダム周辺の豊かな自然環境に重大な負の影響を及ぼす恐れが懸念される。」

「したがって、」以下のところは先ほどと同じく問題になっている部分ですので省略しておきます。

次に「3 - 3 - 3 天ヶ瀬ダム再開発への意見」です。12ページの下から7行目のところです。

「天ヶ瀬ダム再開発は、琵琶湖からの流出量を増加させるための、瀬田川洗堰の放流能力の増大・鹿跳溪谷の流下能力の増大・宇治川塔の島地区の流下能力の増大という一連区間の事業の1つであり、琵琶湖の水位低下に関わる環境改善や琵琶湖周辺の浸水被害の軽減のほか、天ヶ瀬ダム自体の治水・利水機能を強化する効果もある。

天ヶ瀬ダム再開発では放流能力の増大方法ならびに増大量に検討の余地が残され、増大方法については別の委員会で検討中であるが、宇治川の河床低下の原因となっているダムの堆砂への対策に

についての検討が望まれる。

一連区間の事業では、瀬田川洗堰の放流能力の増大を目的とした洗堰下流の河床掘削に伴う大戸川合流部処理、鹿跳溪谷の流下能力の増大を目的としたバイパス・トンネルの流入地点の選定、宇治川塔の島地区の流下能力の増大を目的とした河床掘削についてさらに検討する必要がある。

以上のように、天ヶ瀬ダムの再開発は、琵琶湖の環境改善や周辺における浸水被害の軽減のほか、天ヶ瀬ダム自体の治水・利水機能を増加させる効果もあるため、周辺景観及び水質保全について十分配慮のうえ、天ヶ瀬ダムからの放流能力の増大方法・増大量のほか、瀬田川洗堰の放流能力、鹿跳溪谷の流下能力、宇治川の流下能力の増大方法についてのより詳細な検討結果を踏まえて、事業を継続実施するのが妥当であると判断する。」

この天ヶ瀬ダム再開発については、15日版と20日版はほとんど変わっておりません。文言が一部加わっております。

次に川上ダムです。14ページの下「3 - 4 - 3 川上ダムへの意見」。

「川上ダムは事業中の上野遊水地とともに岩倉峡上流部の上野地区の浸水被害を軽減するための木津川の洪水調節を主目的としている。

川上ダムは、集水面積に比べて洪水調節容量が大きく、岩倉峡流入部までの木津川洪水の調節には効果があるが、岩倉峡流入部の流域面積に比べて川上ダムの集水面積は11%程度であり、岩倉峡上流部の上野地区の浸水被害への効果は限定的である。

上野地区の治水については、堤防補強・河道掘削などの河道改修によっても既往最大洪水に対する流下能力を確保することができ、それを上回る規模の洪水に対しても一般道路や農道等の2線堤化、土地利用の規制・誘導などにより被害を軽減できる。なお、岩倉峡の流下能力については、下流の治水や自然景観への影響に配慮しながら流入部の小規模な開削も検討する必要がある。

一方、川上ダムの建設は、例えばオオサンショウウオやオオタカをはじめとする多様な生物の生息・生育環境を破壊するなど、ダム周辺の豊かな自然環境に重大な負の影響を及ぼす恐れが懸念される。また、日本有数の砂河川の木津川は、砂礫河床が河川水質の浄化機能に大きく関わっていることなどが明らかにされつつあり、ダム建設に伴う下流域の砂河川景観の保全の視点からも配慮しなければならない。」

「したがって、」のところからは先ほどの議論のとおりであります。

最後に余野川ですが、17ページ、「3 - 5 - 3 余野川ダムへの意見」です。

「余野川ダムの主たる目的である銀橋狭窄部上流の多田地区の浸水被害の軽減と神崎川・猪名川等の洪水調節についてつぎのように判断する。

銀橋狭窄部上流の多田地区の浸水被害の軽減と余野川ダムとの関係は、一庫ダムの利水容量の一部を余野川ダムに振替えて治水容量の増加を図ろうとするものであるが、このことの浸水被害の軽減への効果そのものがきわめて限定的であり、河川管理者の『中間とりまとめ』ではこれを採用しないとしている。

銀橋狭窄部上流の既往最大洪水はきわめて規模が大きく、一庫ダムの治水機能の増大や他の実行可能なすべての代替案を併用しても浸水被害を解消することはきわめて困難である。したがって、一庫ダムの治水機能のより一層の増大をはかるとともに、銀橋狭窄部の開削のほか、堤防補強・河道掘削・拡幅などの河道改修および建物の耐水化・土地利用の規制誘導・氾濫時の避難対策などのソフト対策を充実させる必要がある。

神崎川・猪名川等の洪水調節については、ダムの洪水調節容量がダムの集水面積に比べて大きく余野川の洪水調節には効果をもつが、猪名川の流域面積に比べてダムの集水面積は10%以下と小さいため、余野川ダムの効果はきわめて限定的である。これに対して、猪名川下流の治水については堤防補強・河道掘削・拡幅などの河道改修によって既往最大洪水に対する流下能力を確保できる可能性があり、それを上回る規模の洪水に対しても一般道路や農道等の2線堤化・土地利用の規制誘導などにより被害を軽減できる。

一方、余野川ダムの建設は、例えばオオタカや多数の昆虫種が生息するダム周辺の自然環境に重大な負の影響を及ぼす恐れが懸念される。」

「したがって、」以下は先ほどの議論のとおりであります。

「おわりに」のところでは流域委員会としてのこの意見書に対する思いとか、謝辞の部分もありますが、そういうことをいろいろ書いていますが、省略させていただきます。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。ただいまのところの意見につきましてご意見をお伺いします。

寺田委員長代理

寺田です。まだ15日版というのが傍聴者の皆さんに行っていないのでその修正部分についてちょっとわかりにくい点があるかもしれませんが、これは討議しないといかんとこなんですけども、後から配られたら見てもらいたいと思いますが、要するに余り変わっていないですよ。

天ヶ瀬を除いて共通して変わっている部分は、例えば今の12月20日版の3ページの一番上から3行目を見ていただいて、これは治水の部分についての基本的な考え方を示してあるんですけども、「要するに、」から始まった2行目の一番最後に「したがって、これからの治水は、堤防を補強し

て破堤しないようにするなどの『河川対応』ならびに土地利用の規制や避難対策などの『流域対応』の併用を基本とするべきである。」という部分があるんですが、要するに変わっている部分というのはここなんです。先ほど今本先生は「したがって、」以下を省略されましたけども、それが15日版と変更する部分として各ダムのところに加わっているというだけのことなんです。それ以外もちょっとは違いがあるんですけども。

この「したがって、」というのは、それまでにずっと述べてきた特に4つのダムについてのこの委員会の考え方を端的に示している部分です。その内容はもうその上にずっと書いてあるわけですね、今、今本委員が読まれたように。それを集約したところなんですけども、今の20日版で変更された部分というのは特に治水の部分の基本的な考え方の部分だけがその中に何か追加されていると。僕は、こんなのは別に入れんでもいいかなと。前のところでちゃんと述べているんだから、あえてなぜこういう部分を特に4つのダムの事業のところ、それも取りまとめの「したがって、」のところにつけ加える必要があるのかなと。ちょっとその辺はよくわかりません。まあ、こんなのは必要ないのと違うかと。もとのと違いますか、15日版はそういうことは書いてなかったんですが、端的に意見を書いているんですけども、1つはそれでいいのと違うかなという気がしました。だから、この辺はちょっと議論してほしいと思うんですけども。

それから、15日版は大体3行で「したがって、」のところを結んでいるんですけども、余野川と川上と、それから大戸川は20日版もその部分がほとんど変わらないんです。「したがって、」の次の2行もしくは3行で書いてあるんですね。これは15日版で書いてあるとこなんです。ちょっと違うのは、丹生ダムのところがちょっと表現が変わっていると。だから、あえて違うところを、どこが違うかと言えば、丹生ダムがむしろ簡略化した表現になっていると。

ということと、今さっき言いました治水についての基本的な考え方についての一般論的なものがぼんと入ってきているというところくらいで、まあ余り変わらないなあと。いろいろ作業してもらってあんまり変わらんと申すて申しわけないんですけども、そういう感じがしました。

結局、どういう表現の方がええかということに尽きるのかなと。だから、再三申しわけありませんが、この20日版の「したがって、」の後ろの方の3行分くらいですか、治水についての基本的な考え方を述べた部分は、これは別にここで述べなくても最初のところの基本的な考え方で述べていますからいいのと違うかなというのが私の意見です。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。私も若干そういう気がするんですけども、一般的な考え方は流域対応と河川対応ということでもいいんですけど、それぞれの事業について議論しているところ

ろが、例えば丹生ダムでありますと、流域対応というか貯留というのは非常に難しいんじゃないかということが出ておまして、むしろ河道改修を進めていく必要があるということもありますし、それから大戸川もそうですし、それぞれのところによって若干違うんじゃないかと。だから、皆同じように入れるのではなくて、それぞれの特性に応じて。そういう点では前の方がいいんじゃないかなという気がするんですけどね。

今本委員

今本です。確かに、ご指摘のように、ちょっと蛇足だったなという気がしています。抜いた方がいいのかもわかりません。

ただ、この流域委員会の治水に対する考え方は「対象とする洪水がいかなる大洪水であろうとも」ということですから、河道改修だけではだめだということです。しかも、ダムにしる他の方法にしる、それができ上がるまでに時間がかかるわけですね。ですから、河川対応は必ず書いてくれという意見も結構あったんですが、今読み直してみたら確かにこれは要らなかったなという気もしています。そういう意味でこの作業部会は人の意見を聞き過ぎてきたのがあるのかもわかりませんし、それが私たちの役目でもありますからこれからももちろん聞きますけれども、この場でご議論いただければ削除したり追加したりすることはやぶさかではありません。

芦田委員長

それから、堤防補強というのは絶対必要なので、これは全体のところに、終わりのところにも書いたらいいと思うんですけども、それぞれのところに書くのは何か。

今本委員

ええ、そうですね。これも共通のテーマですから、各ダムとは別個のところを書くということにしたいと思います。

芦田委員長

そのほか何か意見はございませんでしょうか。はい、田中さん。

田中真澄委員

田中真澄です。今、中身と少しダブっているから必要ないのではないかと、ダムの結論部分なんですけど、中身があって、そして最終的に結論という結びがある以上当然重なる部分はあるのであって、こういう記述の仕方ではないかと私は思っております。

芦田委員長

はい、細川さん。

細川委員

細川です。今問題になっている河川対応及び流域対応を入れるかということより、まず、丹生ダムに関してでしたらば、私は20日版に書いているような「琵琶湖の環境への影響が解明されるまでダム本体工事の中断を継続する必要がある。」という文言は。

川上委員

まだそこは議論してないよ。

細川委員

あっ、そうか。すいません。環境への影響を考慮すると、工事が継続されるというのはぜひとも避けてほしいと思いますので、その内容についてはぜひ必要だとはっきり書いていただきたいと思います。

芦田委員長

この「したがって、」のところから以降は、まだ15日版が来てないので、来てから。

全部くばっていますかね。傍聴の方、いってますでしょうか。

傍聴の方に資料が行くまで、その部分は。ほかの部分について。

川那部委員

川那部です。各ダムに関するところ以外を15日版と20日版とで少し斜め読みをいたしましたんですが、先ほど一つ話になっておりましたのは、20日版で言いますと1ページの真ん中あたりの少し下の「これらを克服したうえで」という文章のところが少し変わっているんですが、内容としては前の文章と変わってなくて非常にはっきりしたという意味で20日版の方がはるかにいいのではないかと思います。

それから、細かいところは別にいたしまして、15日版と比べたところでは、そのほかには、3ページの「利水面からみたダムについての基本的な考え」のところ、「2 事業中のダムについての検討方針」の直前の5行目のところの「異常渇水や少雨化傾向といった気象現象に関連した不確定要素があるものの、」という文章がたしか前には入っていなかった部分だと思うんですけども、その点は人口減少の問題だけではなくて、やっぱりそういういろいろな気象の変動や、ここは利水ですから渇水の話が書いてありますけども、そういう問題があるということは事実だと思うので、これも入っている20日版の方がはるかにいいのではないかというふうに思いました。

あと、これはどっちにも入ってないことを1つだけ失礼ながら申し上げたいんですが、それは20日版について言えばその3ページの上の方です。そこの「要するに、」というところに関して、提言はもとより、意見書のところでも治水に関しても次のような問題が書かれていたと思うのでぜひ

入れていただきたいと思いますのは、4行目の「したがって、これからの治水は」の次に「自然環境の保全・回復の視点に立った」という文章を入れていただきますと、後の「したがって、」というところで繰り返すか繰り返さないかという議論は別にいたしまして、従来から言うてきた意見と大変整合性が高いのではないかと思います。3ページの方の「したがって、」の後、「これからの治水は自然環境の保全・回復の視点に立って堤防を補強して」と。「立った上」でも何でもよろしいけども、そういうような内容のことをここへ入れられるということが従来の内容からも議論としてもいいのではないかと思います。お考えいただければ幸いです。

芦田委員長

委員会ですから、ここで決めればいいので。それはいいと思いますね。

川那部委員

もしよろしければ、そういうふうにしていただければ大変ありがたいです。

芦田委員長

まあ、よくなっているという面が多いということでございます。そのほか。どうぞ、嘉田さん。

嘉田委員

嘉田でございます。先ほどの流域対応と河川対応両方を3行ほど足しているというまとめのところについての意見でございますが、確かに4つのダムのところは言わば「コピーアンドペースト」をされているので気楽に書いたように思えるかもしれないんですが、私はこれが必要だと思います。特に流域対応というのが必要だと思います。まとめのところだけがひとり歩きする可能性がありますから、ぜひ入れてほしいと思います。

ただし、もし可能ならば流域対応のところに地域別に少し1行程度、余り長くならない程度にそれぞれの地域の流域の特性を入れたらどうでしょうか。例えば丹生ダムなどは、あそこ全体でも流域人口は3万5,000人ほどです。農村部ですから、流域対応はある意味被害そのものもそんなに大きくしない方策も可能と思います。ただし、地域社会の納得というのが完全に必要ですし、一たん納得したら動いてくださるという地域だと思います。それに対して余野川のところの猪名川は本当に総合治水を過去30年ほど必死でやってきたけれど地域の関心がなくて、多分猪名川事務所も大変苦労しておられる。そして、きょうこの猪名川パンフレットを出しておられますけど、早速台風23号の洪水調節の情報などをこうやって大変わかりやすく出しておられるんですが地域の関心は低い。細川さん、本多さんもよく御存じだと思うんですけど、地域の方は冷たいですね。治水政策に関して無関心です。しかし、万一あふれたら大変なのはあの猪名川の流域だと思います。

というようなことで、もし時間が可能なら少し流域別に河川管理者の方が迷わないような方策、

流域ごとにこういう戦略が必要じゃないかというようなことを1、2行入れる形で、決して流域対応はつけ足しではありませんというようなことで入れるのを提案いたします。今までのワーキングの議論のもう少し前に言うべきだったかもしれないんですが、きょうの議論のところでのやりとりを踏まえた意見です。もし可能なら、その1、2行のところをきょうあした中ぐらいにメールでもお送りさせていただきます。ほかの方ももちろん意見があると思いますので。

芦田委員長

ほかに今までのところで意見はございませんでしょうか。はい。

中村委員

琵琶湖部会の中村です。丹生ダムの新しい記述の部分はワーキングでも議論させていただいて、私も最終的にどういう表現になるのがいいのか相当迷った部分があるんですが、今回いただいた追加の部分ですが、これでいいのかなという感じはするんですが、ちょっと誤解を生じる可能性があるので申し上げておこうと思います。

記述としては「琵琶湖の環境への影響が解明されるまで」という部分がございます。ただ、解明されるものもあれば解明されないものもあるんですね。解明されないものに関しては意見書の段階から記述があるんですが、例えば琵琶湖部会の意見書の、会場の方は意見書をお持ちじゃないんですが、「提言の趣旨と基礎原案の基本認識」の中に「したがって、琵琶湖の環境や生態系を保全・回復する目的を追求する河川整備事業であっても、琵琶湖に対して長期的深刻な影響を引き起こす可能性があるものについては予防原則を適用した慎重な判断が必須であり」、その次なんですが、「十分な調査・検討を行った上で」という記述になっているんですね。十分な調査・検討を行った上で、解明できるかどうかは別として、納得をした上で計画を立てていただきたいということなわけです。

それに対応する部分がこの意見書の中の1ページ目に総論として同様な記述がありますので、会場の方のためにこの記述をちょっと読ませていただきますと、「予防原則・安全側に立った環境の評価は、」云々とありまして、「環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然生態系への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難であり、影響が甚大かつ不可逆的な状況が推測される場合には、予防原則による評価を採用することが基本となる。」ということで、若干丹生ダムの結論部分の「解明されるまで」という記述の仕方をどうするかという問題が残るかなという気はします。

いずれにしても、これは河川管理者、委員会、それから地域あるいは行政主体が総じて判断する

わけで、治水は地域にとって非常に大事なわけで、そういうことを踏まえて予防原則の適用を当面しないで何らか別の判断をするということは、それはあり得るとは思いますけども、この意見書に書かれているように、その決定においては将来の琵琶湖とその恩恵にあずかる将来世代に対して現在に生きる我々すべてが大きな責任を負うことを強く認識してなされなければいけないということで、解明されなければ何も動かないということではなくて、十分調査・検討して納得した上で何らかの判断をし、判断に対してはすべて我々流域委員会が重い責任を持つということを十分踏まえていただく必要があるんじゃないかということが趣旨じゃないかなというふうに思いますけど。

芦田委員長

はい、わかりました。「解明されるまで」というのがどういう状態かということは、非常にいろんな段階があると思いますし、そのあたりをもう少し、今中村さんがおっしゃったようなことを説明した方がいいと思いますね。

それから、そのついでのところでございますけど、治水の問題でございますが、「また、姉川・高時川の洪水対策については、自然環境の保全・回復の視点に立った『河川対応』および『流域対応』を併用した方法により、早急に既往最大洪水に対する床上浸水を回避できるようにする必要がある。」というところでございますけども、これが前とかなり変わっているように思ったんですが。前の案は、姉川・高時川の洪水対策については、いろんな制約条件はありますけども、丹生ダムは非常に大きな洪水調節効果を持っておると。それと、割合早くできるという利点もあると。それに対していろんな代替案を考えておるわけでございますが、代替案についても平地河川化とか、時間も非常にかかるし、いろんな難しい面もあります。河川改修の方法はある程度可能性がありますが、それもまだ検討する課題が残っておるという状況でございます。前の案では結論は出せないということであったんですが、これでいくと河川対応と流域対応でやれというように受け取れるんですけど、これは意図はそういうことではないんですね。

今本委員

ええ、全く違います。これは日本語の読解力の問題かも知れません。私が言いたいのは、これまで丹生ダムを口実に河道改修がないがしろにされてきた事実というものを強く言いたいわけです。丹生ダムを万が一つくるとしても7年から10年かかります。その間何もしなくていいのかということに対する、これを提言であって、これをもってほかをせんでええというのはかなり。どこをもってそれを言うてこられるのか、私にはわかりません。

芦田委員長

だけど、これを素直に読むと。

今本委員

素直に読むと、私が言ったようなことになると思います。

芦田委員長

僕は、いろんな河道対応は大事だと思うんです。それから、ダムをつくる場合にしても時間がかかるし、その堤防補強とかそのほかの工事が実施できるまでの対策というのは非常に重要だと、それはそのとおりだと思うんですけど、そのことをうまく表現するような言葉はないですか。大戸川ダムについてはダム建設の必要性について速やかに結論を出すとしているわけですけど、丹生ダムについてはダムについての見解というのはないんですね。

今本委員

丹生ダムのその部分についてはつけ加えたいと思っています。これはちょっと作業部会のミスでもあります、ダムについての対応は抜けています。ただ、今言われている部分については治水のことですから抜いちゃってもいいなとは思いますが、ただ、私は今委員長が言われたような解釈はできません、この日本語で。ですから、この日本語しか私は書けませんので、こういう文章で書いたらわからんと言われたら私は作業部会を辞退したい。

芦田委員長

はい。

谷田委員

淀川部会の谷田です。ちょっと教えていただきたいんですが、河川対応と流域対応というのはかなり幅広い言葉のような気がするんです。具体的に、例えば14ページをあげますと、上野遊水地掘削案から までいろんな案があって、さらに堤防補強、河床掘削、拡幅、河道内障害物の除去などいわゆる河道改修案がありますね。ここら辺は、例えば遊水地掘削案というのは流域対応なのですか河川対応に入るんでしょうか。水田活用案は流域対応でいいんですよね。

今本委員

私はそういう質問を受けるのはもう情けないですね。これまで4年間何をしてきたんだと。

谷田委員

いや、確認させていただいてもいいんじゃないですか。

今本委員

もうちょっと勉強してください。

谷田委員

そしたら、避難などのソフト対応というのが流域対応ですか。

今本委員

もちろんですよ。流域でするのが流域対応。

谷田委員

じゃ、遊水地はどちらに入るんですか。流域対応でいいんですか。確認だけなんです。

今本委員

河川対応です。遊水地は河川対応です。あれは河川の一つです。河川施設です。

谷田委員

それで、ため池は流域なんですね。

今本委員

そうです。

谷田委員

いや、その確認だけをさせていただいただけです。

今本委員

ああ、そうですか。それはこれまで散々説明してきたことです。

谷田委員

いや、嘉田先生がおっしゃったように、個々のダムについてそういう部分のかなり具体をやっぱり書き込んだ方が私はいいと思うんですが。

今本委員

思うのは勝手ですけども、こういうふうにして書いてくださいというふうに出してください。

谷田委員

私、出しますよ。

芦田委員長

日本語の読解力が僕は不足しておるかわからんけども、やっぱりダムについては見解を示しとかないと、いきなりこれ。

今本委員

それも、委員長であろうとも、こういうふうにしてどうですかという具体的な文章で出すように。今まで一回も受け取ったことないんです。よろしくお願いします。

芦田委員長

だけど、前の案がいいと言うておるんだがね。

今本委員

いや、違うんです。意見を具体的な文章で、ここをこうしたらいいというふうに言ってもらわんと、こういうことを考えてくれよ、ああいうことを考えてくれよというのは、私は日本語がそれほど達者じゃありませんのでよくわかりません。

芦田委員長

はい。

村上委員

村上です。先ほど中村委員がちょっとおっしゃった点と関連なんですけれども、既にちょっと議論が進んでいることかもしれないですが、確認も含めてちょっと意見を申します。

私も、中村委員がおっしゃったように、ここの「琵琶湖の環境への影響が解明されるまでダム本体工事の中断を継続する必要がある。」という文章に関してはちょっと表現が適切ではないと思います。

ただ、先ほど今本先生の方から「可及的速やかに結論を出す必要がある。」というふうにするということはおっしゃっていただいたのでそれでかなりわかったんですけども、ただいたずらに「ダム本体工事の中断を継続」ということは非常によくないことだと思います。例えば、具体的に申しますと、ここのこの手続を「影響が解明されるまでダム本体工事の中断を継続する」というような書き方ではなくて、「琵琶湖の環境への影響についての調査・検討をより詳細に行った上で、徹底した予防原則にのっとりた上で結論を可及的速やかに出す」というような書き方をしてはどうかということ意見させていただきます。

芦田委員長

15日版の資料を配っていると思いますが、皆さん手に入っているでしょうか。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

今、15日版というのを皆様に配布させていただいています。それで、資料3-1となっていて、日付がきょうの20日になっております。これは20日を目標につくっていたということで20日となっていますが、今お配りしてますものが15日版です。以上です。

芦田委員長

本多さん、どうぞ。

本多委員

本多です。意見を1つ言わせていただきたいと思いますけれども、その前に作業部会のメンバーとして感想だけ一言述べさせていただきたいと思います。

この間、私たちはきょうのために一生懸命報告案をつくってきました。もちろん、深夜に及ぶメーリングリストでのやりとりもあれば、終電に駆け込むような状況があったり、泊り込んでやられる委員もいらっしゃるような中で、それもきょうの午前中まで含めてやってきたものがあります。そのような中で、あくまでも私個人としての感想ですが、きょうこのように15日版と20日版が配られましたけども、本来20日版を積み上げてきたわけですし、委員の中でも回しながらやってきたわけですから、きょうの委員会がこのような形になったというのは少し不満を持っているということだけは私は感想として述べておきたいと思います。

それから、もう1つ。これはまだ意見じゃないんですけど、きょういろいろ皆さんから出てきました意見は20日版に修正をされるんですか、15日版に修正されるんですかということも委員会で明確にしておいていただきたいというふうに思います。

それで、私の意見なんですが、これは20日版に対して意見を言わせていただきたいと思います。

ダムについてはいろんなところで検討されて、余野川ダムや大戸川ダムではダム以外の方法での検討ということもしていきますというふうに河川管理者からおっしゃっていただいています。まだ丹生ダムや川上ダムはもっと議論していただく必要があるんだろうと思いますが、私はこの「したがって、」の中にダム以外の方法の検討をもっと行いなさいというような文面を入れる必要があるのではないかというふうに個人的に思っております。意見を出す必要があれば文書で出させていただきます。以上です。

芦田委員長

今のご意見ですけども、この委員会としては20日版に修正を加えるということにしたいと思えます。それしかないですね。それを申し上げておるんです。20日版というのはワーキンググループとしての最終的な見解ということですから、それについて議論をすると。まあ、参考のために15日版を出したと。出したものを預かったのかどうかわかりませんが、しかしこれもかなり皆さん共通の理解を持っていたものですから、どこがどういうふうに変ったかということを知ることが必要だということで。しかし、委員会としては20日版を中心に議論すると。

はい、中村さん。

中村委員

中村です。この意見書案の位置づけといたしますか、役割なんですけど、この4ページに、河川管理者が12月5日に発表した中間取りまとめについて、河川管理者側は「明確な結論はいまだに示していない。」と。これが一つの混乱の原因なんですけど、そういう中でダムワーキングの方で大変な苦勞をしてこれを取りまとめたということになるわけですね。

そうしますと、その中間取りまとめできちっとダムに対する現時点での結論が出ていない1つの大きな理由に、利水の精査という大きな課題が十分できてないと。ただ、利水を前提にしてこの問題を扱うのは非常に難しいじゃないかというのはワーキングなり委員会を総じての認識だということではあるんですが、これが一たん外に出たときの扱い方として、河川管理者側から出てきた中間取りまとめがきちとした位置づけが不十分なままに対してダムワーキングの意見書案が苦肉の策でここまで仕上がってきておると。そうすると、多分両方とも次の委員会に持ち越される部分というのが出てくるような気がするんですが、そういうことをどういうふうに我々が認識してこの案の性格づけをしていくのかということは非常に重要なことじゃないかというふうに思うんですが、それはどういうふうに。

芦田委員長

きょういろんな議論をしまして、最終的には次の1月11日で決定ということにしたいと思いますね。

中村委員

はい、わかりました。

芦田委員長

はい。

川那部委員

今の中村さんのご意見に対する私のあれは、今の4ページの「このため」から後のところだと思うんですね。つまり、中間取りまとめを対象にして現在の事業中のダムについて何か意見をばちっと出すとすれば、実はそれは出してないと私は思うんですけども、本当に出すとすれば、出していないものは認められないと、そういう言い方しかないんですね。つまり、出していないのならもうそれは知りませんと、そういう言い方しかできないわけです。しかし、我々は今のような短い時間の中で、これだけ長く延びたとはいえ比較的短い時間の中でそれでしまいにしてしまうというのはやはりおかしいのではないかと。

同時に、私個人の意見がちょっとまじるかもしれませんが、流域委員会が、これからまた人が少し変わるとはいえ、ちゃんと追加していくということであるとすれば、そのことについてはある程度のことは踏み込んで物を言うことによって余地を残しておくということがあっていいというか、あった方がいいのではないかという言い方が「事業中のダムについて意見を述べるとともに、さらに踏み込んだ見解を提出することにした。」という部分にあると思います。私の理解によればですよ。

ですから、もし本当に中間取りまとめだけについて物を言うんだとすれば、もとへ戻りますけど、提言及び意見の言い方からすれば、これはしょうがないなと我々が全部納得するような内容が出ている場合以外はだめと、こう言わないといけないわけですけども、私個人もそれはあんまりではないかという感じがあって、そういう意味も含めて「見解を提出することにした。」ということで方向をはっきりさせながらある余地を残す、つまりそのうちにきちとした取りまとめが出てきて、我々というか次の委員会が納得できるようなものであれば、絶対いけないと言ったわけではないんですから、当然ダムということもあり得るだろうという余地を残しておくのがやっぱり流域委員会としての立場だろうというふうに私は理解しました。恐らく、伺っているあたりではその辺ではないかというふうに思いますが。「と思います」とだけ言うときます。別に質問するわけではございません。中村さんに対する私の見解みたいなものです。

中村委員

よろしいですか。

芦田委員長

はい。

中村委員

それで、先ほどの議論に戻るんですが、この中間取りまとめに対して、特にダムについて、今の川那部委員の意見のように、とりあえず踏み込んで方向性を示す努力をしてでき上がったのが現在の状況であるということですね。

ただ、そうしますと、先ほどの流域対応、河川対応の部分もそうなんですが、この読み方といえますか、今本委員がおっしゃられたように、河川管理者に対しては「これが河川管理者から出てきた案に対する委員会サイドの最終的な見解です」というものが出せないわけですから、それが出せない段階で、しかし当面どうしてもやらなければいけないもの、その結論がどうあってもやっぴいかなければいけないものというものについては強く表現をするという意味で、今本先生のこの記述がそういう位置づけでわかるような表現をしていただくと、河川管理者としても「それはせんといかんのだ」ということになるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

芦田委員長

そうです。私もそういうことを言うてるんですけど。例えば「当面」とかいうような。どういう表現がいいかわかりませんが、とにかく河川管理者の中間取りまとめについて我々としては結論を出せないんですね。結論は出せないけども、これだけはやれというような感じの表現にしていただけないかなと。どうですか、今本さん。

今本委員

結論が出せないって、結論を出すのは河川管理者ですよ。それに対してこういうふうにしてほしいというのが私どもですから、今の意見にはちょっと。

芦田委員長

だけど、かなり影響力を持っておるものですよね。琵琶湖環境への影響が解明されるまではダムは中断する必要があると言うてしまうんですね。

今本委員

そういうところは先ほど中村さんが言われたような表現に変えたいと思います。しかし、言わないことには委員会の意味がないと私は思います。ですから、それがたとえ河川管理者にとって不愉快であろうと、我々はこうだと思ったら言うべきだと私は思いますが。

芦田委員長

だけど、河川対応と流域対応でできないかもしれないという面もあるわけでしょう。既往最大洪水に対する床上浸水を回避できるのかどうか。

今本委員

それはわかりません。ですから。

芦田委員長

だから、それができるかどうかわからないから、希望であって。

今本委員

いや、希望というより、少なくともダムのいかにかわらず当面それは始めてほしいということを行っているだけで、それができて、さらにまたダムをつくってもっと安全にしたいということになれば、それは当然ダムも検討の対象になると思っていますけども。

芦田委員長

そう読めないんですよ、これは。

今本委員

私はそういうふうな意味で書いたんです。ですから、そんなことを言われたら。

芦田委員長

ほかの人はどうでしょうか。そう読めますか。何かもうこの方向を決めてしまったような。私の読解力が不足しておるのかもわからない。

はい、塚本さん。

塚本委員

流域対応のソフトというのは嘉田さんも先ほど申されたように、要するに現地の住民のありようなんですね。だから、流域対応でやってくださいということでダムをやめるというわけにはいかない。ということは、住民側の判断というのがここで入るわけです。それと、今起こっているダム自身というのは、過去の時間から来ている今の住民の状態のものであるということがあります。だから、流域対応という中には住民のソフト面の現状があって、河川管理者がやろうとしても、もしもやめようとしても、住民自身が、いや、やりたいと言った場合にはこれはあり得るわけで、その辺の可能性というのは非常に幅があるんじゃないですか。

芦田委員長

僕は、丹生ダムの12月15日版に今本さんがおっしゃるやつをつけ加えたらどうかと。そういうことはできないですか。

今本委員

12月15日版は文言を随分検討してやったんですけども、よく読み直してみたら流域委員会としての意見はないんですよ。早急に結論を出してくれという嘆願をしているだけなんです。これじゃ。

芦田委員長

早急に、それは河道改修の。

今本委員

それで、河道改修だとかこういったたぐいのことはダムと一応無関係なことですから、最初に寺田さんが言われたように共通して書いていますので、そちら側へ持って行って、この「したがって」ということについてはダムについてだけを書きたいと。その別のところで河川対応のことも書き加えて、それは地域の特性も反映した河川対応を書き込むという形かなと、私は先ほどからの議論を聞いて思っているんですが。

寺川委員

はい。

芦田委員長

はい、細川さん。前からずっと手を挙げておられるからちょっと待ってください。

細川委員

細川です。今委員長がおっしゃられたのでやっぱりどうしてもひっかかるので、今夜腹が立って眠れなくなるのは嫌なのでやっぱり言わせていただきます。

この意見書に関して、12月15日版は委員全員に送付されています。その内容を受けて意見のある

方は意見を述べていますし、その意見を集約して作業部会が作業してくれたと。そうすれば、その作業部会が意見を受けて、あるいは検討を加えた上でこのように変えましたということが十分納得がいけばそれで十分だと思います。この委員会で作業部会の説明を承認することができれば、それ以上に15日をまた蒸し返す必要はないと思います。こういうふうに15日をまた持ってくるというのは、それを読んでいるはずの各委員が十分に仕事をしていないと信用されていないんじゃないかと、各委員に対して大変失礼だと思います。

芦田委員長

はい、寺川さん。

寺川委員

今細川さんから意見がありましたように、当然きょうは20日版で議論をすべきだと思うんですが、先ほど委員長もその点については了解なさったと。

芦田委員長

ええ、了解しますね。

寺川委員

そういうことなんですけど、私は先ほどから、河川管理者の結論が出てないというようなこともあるんですが、しかし12月5日に示された中間取りまとめでかなり各ダムの方向性というのは出しておられるわけです。これをよく読んでいただければ、それぞれ丹生ダム以下違うわけです。それで、私がこれを読みますのに、よく読めば、丹生ダムと川上ダムはつくっていく必要があるんじゃないかと、いわゆる即効性があるというようなことを言っておられます。これに対して、大戸川ダムと余野川についてはダム以外の方法が有効であるというような表現があるわけです。これはもちろんまだ検討するということになっておりますので、それは今後変わる可能性も十分あるわけですが、

しかし、少なくとも我々が提言、意見書という流れを4年で議論してきたということと現在の現状というものを踏まえたと、先ほど今本さんは「おわりに」というところを省略なさいましたけれども、この中に書いていますように地域社会の問題とか、あるいは今やるべき新たな川づくりというふうなことを考えたときに、じゃ、ダムをどうするんだということを、本当に真剣に勇気を出して委員会は意見を出す必要があるということと考えますと、非常に単純に考えて、利水についてはほぼ全面撤退と言ってもいいんじゃないかと思います。ダムの目的だった大きな柱である1つ、利水ですね。

それから、今度新たに河川法に加わった環境ですね。これは、これまで議論してきた過程からい

って、ダムをつくったら環境が悪くなるということはもう既にある意味明確であると言ってもいいんじゃないかと私は思うんです。確かにそれは調査した結果、琵琶湖の環境に影響を与えないというような結果が出るのかもわかりませんが、恐らくそうはならないだろうというふうに私は考えています。

そうしますと治水ということになるわけです。そしたら、治水を先ほど来議論してきているわけですが、私も治水については素人でありましたが、いろいろこの中で委員会なり自分が勉強させていただいた、現地を見に行っただという中では、これはダム以外のやりようであってもできるんじゃないかというふうに考えたわけです。また、ほかの委員さんもそういった意見を多数委員会の方でお出しになったり寄せられたというようなことを踏まえて、さらに流域対応というものを考えますと、やはりここである程度の意見を我々は、進めるのか、あるいはやめるのかということを示す必要があると。

そういう意味では、私はこの20日版であっても、決して「したがって」以下の文言がこれで納得ということじゃないんです。できればもっと明確に、丹生ダムについては中止すべきであるというふうに言えないこともない。しかし、まだ検討する余地もやはりあるというふうなことを考えますと、当然、これまでかかわってこられた事業者初め地元の関係者等々、考えるときにそこは慎重に十分検討してやる必要があるということだけではないかというふうに思いますので、そういう意味で、いわゆる中間取りまとめであって結論は出てないということじゃなくて、中間取りまとめを我々なりにせよよく精査して、それに対する意見は何とかこの委員会が終わるまでに出したいというふうに思います。

芦田委員長

委員長が意見を言うのは非常にまずいので取りまとめは言いにくいんですけども、それぞれの検討項目の中に、丹生ダムは非常に治水効果、洪水調節効果があると言っているわけですね。それで、河道改修についてはまだこれから議論しないといかんと、そう言っておるとこれとはつながりのやないかなというふうに思うんですね。

はい、どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。議事進行についてお尋ねしたいと思います。確認事項といたしますか、この案はいつとれると思えばよろしいのでしょうか。

芦田委員長

これは次の委員会。

三田村委員

きょうではないんですね。

芦田委員長

きょうとればいいですけど、まだ。

三田村委員

といいますのは、私たち委員全体の合意形成をいつ行うのか、それが非常に気になりまして。例えば、きょういただいたご意見を作業部会がもし存続するとしますと、そこでやってそれをもう一度お諮りしなきゃならないですね。またきょうみたいなことになると結果的には多分案はとれないんだらうと思う。そういう意味において、もしきょうとれる可能性があるんでしたら、順番にご議論いただいて文章を確定していただければいいと思います。

その際のご議論は、先ほど寺川委員がおっしゃったようなことはできれば避けていただきたい。寺川委員がおっしゃったのは思いであります。15日の意見よりも戻ることはできないというのが私たちの基本の姿勢ですね。それで、15日からきょうの午前中までにいただいた意見の中にそれがあればおっしゃっていただければいいんですけども、なければ、それが20日案に反映されてないとおっしゃっていただければいいんですけども、それをおっしゃってなくてもとに戻られる議論は私たちの委員会の立場ではないと思います。よろしくお願いします。もしきょうできるんでしたらやっていただいた方がいいと思います。

芦田委員長

はい。できたらきょう中にとりたいんですけど、ほかのところの表現などに対してはほとんど賛成やということで、丹生ダムのこの点だけですね。琵琶湖環境への影響が解明されるまでという点を修正していただくということで。だから、どういうふうに修正するか。これで文章を検討するわけにはいきませんので、次回までにそれをやって次回に決めたいと思うんです。

それと、今私が言っていること、ほかの人が皆サポートしていただかなければそれで終わりですけどね。

西野委員

西野です。今までのご意見を確認したいんですけども、丹生ダムについては、琵琶湖の環境への影響が解明されるまでというのはやめましょうということで合意したということでしょうか。

芦田委員長

文章は変わるんでしょう。

西野委員

私もそれには賛成します。なぜなら、先ほど中村委員が言われたように、解明されることが可能なことと、自然現象ですから、やってみたら解明されないことというのが恐らくあると思います。そうすると、解明されるまでというふうに言ってしまいますと、永遠に解明できませんという話になるんですね。いずれにせよ、何らかの結論を出す以上はどこかで切らないといけない。

芦田委員長

だから、少し表現を変えていただきたいと。

西野委員

はい。だから、解明されるまでというのは変えざるを得ないというふうに思います。

芦田委員長

はい。

川那部委員

そういう意見が出なければ私はほっとくつもりだったんですけども、そういうのが出るとちょっと逆さまのことを言いたくなります。

つまり、影響が解明されるとは何ぞやという議論をしないといけないですね。つまり、予防原則の立場に立ってという言葉はどこかで入れなければいけないということは明白なんですけども、予防原則の立場に立つということは、逆に言うとサイエンティフィックには完全には決められないということです。それが初めからの前提だと思います。したがって、解明されるというものを、100%何から何まで全部わかってないということが明らかになるまでという意味でとるとすれば、それは明らかにおっしゃるようにこの文章では完全に間違いというか、それは不可能なことだと思います。しかし、予防原則の立場に立った場合には、解明されるまでという言葉はどういう意味があるかというのはやはりある程度まで考えておかないといけない部分だと思います。

したがって、僕は今のこの文章のままでは確かに少し誤解がある可能性があると思いますけれども、その辺の文章は本当に注意をしないと大変なので、でき方によってはむしろこの方がましだということだってあり得るということを考慮に入れた上で、文章を少し本格的に考えてみるのがいいのではないかと。

繰り返しますと、予防原則というものは基本的に、サイエンティフィックに完全にわかるということは正であろうと負であろうとあり得ないというのが予防原則の原則ですから、その上に立ってどの辺までどういうふうにいけるかということが、やっぱりここでの「解明される」という言葉であるということ。どういう言葉で入れたらいいかというのはすぐはわかりませんから、少し皆さ

んで考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

芦田委員長

その文章表現につきましては、中村さん、ちょっと次回までに出していただけますでしょうか。

寺田委員長代理

ちょっと進行の関係で。時間がもう大分詰まっておりますので提案をしたいと思います。

この12月20日版というものは、作業にかかわった委員さん以外はきょう初めて先ほど配られたので拝見したんです。これは委員も傍聴者と同じです。それで、先ほどから丹生ダムのところもかなり意見が出ましたけども、要は、この20日版をベースにしてどう変える必要がある部分があるかということ今いろいろ意見が出ていたと思うんですね。だから、委員長がおっしゃったように、とにかくこの20日版を基本にして最終確定をしたいという方向が示されていますので、あとは今のいろいろ出たものを具体的な字句をつくるという文章化するという作業を、これは従来どおり、きょうの意見をお聞きいただいてワーキングの方の作業部会もしくはワーキングで作業をしていただくと。それで、特に発言をしていただいた方については、具体的に文章にしてワーキングの方にそれを連絡をいただくということで、それを取りまとめをしていただいたものを次回の1月11日より早く、申しわけありませんけども、事前に全委員に一つの最終案としてそれを承認するかどうかという対象としておつくりいただいて、そしてお配りいただくと。それを1月11日の委員会で承認するかどうかということ、これはもう初めからその手続に乗っかって結論を出すということにしてはいかがかというのが私の提案です。

芦田委員長

はい。ただいまの提案は非常にいいと思うんですが。

今本委員

1つ。

芦田委員長

はい。

今本委員

委員長に希望しておきます。先ほど、委員長だから意見を言いにくいと言われましたけども、もしそうならば公開・非公開にかかわらず言うのを控えていただきたいし、言うのならば公開の席でぜひ教えていただきたいと思います。つまり、こういう意見はここをこう直せということは、みんなが、見ていましたらだれがどういう意見を出しているのかわかるんです。ところが、最後にわからなくなる。これは非常に不明瞭ですね。僕は委員長は意見を言ったらいかんとは全然思いません。

もし言わないでしたら非公開の場も控えていただきたいと。ぜひ公開の場で意見を教えていただきたい。希望です。

芦田委員長

公開の場で言っているわけだから。

今本委員

いや。先ほど意見を言いにくいと言われましたのでね。

芦田委員長

言いにくいというか、まとめないかんからね。それはいいんです。

今本委員

やっぱりぜひどんどん言っていただきたいと思います。

芦田委員長

ちょっとやめてください。寺田さんが提案されたまとめ方でいかがでしょうか。

三田村委員

今本作業部会リーダー、よろしいんですか。お引き受けになるんですか。先ほどやめるとおっしゃった。それだけ確認していただければ下っ端は一緒に動くだけですから。

それともう1点は、今のは半分冗談ですけども、まとめ切れるかどうかという自信が100%あるわけではありませんので、その場合の少数意見の取り扱いだけここでお考えくださればよろしいかと思います。

芦田委員長

そうですね。承認されなければ少数意見ということに。少数意見は大事にしますので、少数意見ということでしたいと思いますね。

三田村委員

その場合の添付といいますか表現の仕方だけ確認していただければ、皆さん意見をお出しになるときのスタンスがはっきりすると思います。これは少数意見になりそうだというふうにお考えの方はそれなりに丁寧に文章になさると思いますし、そのこのところだけ。この部分だけ変えろと言われたら、それを少数意見とするのは非常に困難かもしれません。

芦田委員長

前の意見書でも少数意見を出しましたね。ああいう格好でいかがでしょうかね。

先ほど寺田さん提案の方法だと、ダムワーキングリーダーにお願いせないかんと思うんだけど、やっていただけますか。

今本委員

私は日本語の能力が非常にありませんので、できればどなたかかわっていただきたい。

私は、委員会の公正性から考えましても、やっぱりこれだけ問題になったんですから変えた方がいいんじゃないでしょうか。私はとても任に負えません。先ほど細川さんがいみじくも指摘されましたけど、15日以降いろんな意見を集めてこうやって変えてきた。それはだめだと、15日版だと言われたら、これは作業部会は全員首ということで、私としては、ああ、これで作業部会は解任されたなと思っています。私は辞任するつもりは毛頭ありませんが、解任に対してはどうしようもありません。

芦田委員長

だけど、それはあれでしょうね。20日でやるということになっておるのやからそう言わずに。

三田村委員

再任されたとお考えになればどうですか。

芦田委員長

言い方が悪ければ僕の責任ですけど。

今本委員

では、わかりました。どういうふうにするばいいかまた作業部会で検討しますけども、今回はこういうことのないように、できるだけ意見を出してもらって、それをどういうふうに皆さんに配ってやれるか、ここが難しいんですよ。これは全員がメールを持っていたら瞬時にできるんです。ところが、ファクスでやってやりくりするものですからなかなかできない。今回は、もしやるとしたらやはり責任を持って、先ほど発言された部分については必ず意見を出すということでよろしくお願いたします。

では、わかりました。引き受けます。

芦田委員長

では、そういうことで何日までに。

今本委員

25日ぐらいまでにお願したいです。それで、年内に作業部会としての案をもう一度出して、お正月にもう一遍じっくり読んでもらってやります。

4) 委員会の今後の運営について

芦田委員長

それでは、どうも混乱させまして申しわけありませんでした。

委員会の今後の運営について。庶務、説明していただけますか。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

はい。委員会の流れに関して、資料4で1枚紙で流れ図をつけさせていただいています。それで、ここに、今の議論になっていますダムの意見書及び地域部会の検討のスケジュールを図で示させていただいています。次回、1月11日の委員会、それと最終の予定の1月22日の委員会という形で流れを示させていただいていますので、これに基づいてご議論いただければと思います。

芦田委員長

それでは、どうもお待たせいたしました。河川管理者の方から何か。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。本日、河川管理者の方から資料を2点提供させていただいております。資料3 - 2 - 1というのと3 - 2 - 2というものでございます。内容はご説明いたしませんけれども、両方とも川上ダムに関連する資料でございます。資料3 - 2 - 1については、前回お出しをしております岩倉峡の関係の資料について少し情報を追加したものでございます。それから、資料3 - 2 - 2につきましては、木津川の上流の上野地区の治水対策について、これまでお出ししておりますけれども、その建設費について精査をしたものでございます。少し数字が変わっておるものがございますけれども、これまで説明をいたしました趣旨については変更がございません。関連するこういったところの資料が変わるかということを表でお示しておりますので、そちらの方と照らして見ていただければと思います。以上でございます。

芦田委員長

そのほか何かございますでしょうか。はい。

塚本委員

きょうはいろいろ詰まってぎくしゃくしましたけれども、実は振り返ってもう一回見てみたら、淀川の再生ということで本当にいろんな面で今後実際やっていかならんものはたくさんあります。河川レンジャーもそうだし。これをやっていくことによって解決できることはたくさんあると思います。だから、要するにその許容の気持ちも皆さんもう一度持ち直して。

それでもう1つ、河川とか流域が再生するということはとても大切なことで、俗っぽく言えば、生命、命は切ないものです。生き物やミズガキがちゃんと水辺に帰ってくるということも含めて、これからの子供たちやそういう子供たちはどういうふうやっていくんだという気持ちももう一度振り絞って考え、ぜひいい結果でやりたいということです。

芦田委員長

はい。どうぞ、畑さん。

畑委員

畑でございます。この全体の流れとしまして、科学的なリスク評価であるとか、そういうサイエンスの重要性というのを最初のところで指摘されているわけですが、実際の河川管理にこういう流域モデル、総合的なモデルというのがなかなか活用されていない。これだけ科学が進んでおりますけれども、科学ばかりに期待するわけではございませんけれども、そういう中で、いまだに経験的な管理といいますか、例えばこの洗堰の操作に関しまして、非常に経験的な規則操作が行われてせっかくのその機能を生かしていないというところがあります。

世界の河川の流れとしましては、フラッドコントロールからフラッドマネジメントへ向かっていこうとしている。そういう中で日本の河川管理において、そういう総合的なモデルの活用というのが今後20年、30年にわたって行われたいということはないでしょう。そういう点で、天ヶ瀬の開発に関しましてそういうモデル操作をベースにして考えるならば、こういうハードのいわゆるフラッドコントロールに頼る非常に経費のかかる工事をやらなくても、将来的には現状の洗堰の操作をうまく活用してやっていける、その可能性すらあるわけですがけれども、今後二、三十年にわたる委員会の提案としましては、ぜひ、特に天ヶ瀬ダム12ページの再開発への意見という前あたりに、こういうダム操作や対策というのは、すべてそういう総合的なモデルの開発によって検討が可能であると。そういうモデル開発の重要性といいますか、そういう点を入れていただけないかなという気がいたしております。また意見を出させていただきます。

芦田委員長

ただいまのあれも、もしもこういうふうにした方がいいという文章があればまた送っていただければいいと思います。採用されるかどうかはちょっとわからんけど。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

芦田委員長

それでは、きょうは大変混乱しまして傍聴の皆さんにはご迷惑をかけまして申しわけありませんでした。ここでご意見をお伺いしたいと思います。はいどうぞ、順番に。

傍聴者（佐川）

高槻の佐川でございます。2つ申し上げたいと思います。

1つは、河川管理者の湧水シミュレーションでございますが、これで、1で上水、工水について取水制限を20%実施するというようなシミュレーションで、琵琶湖の最低水位がマイナス172cm

になるというシミュレーションがあったことはご記憶だろうと思います。それで、このシミュレーションで実際に上水なり工水なり、あるいは農業用水なりが取水制限されているシミュレーションなのかどうかということが問題になりますけれども、結論だけ申し上げますと、一滴の水も取水制限されていないシミュレーションです。詳しくは本日の参考資料の 546番を見ていただければわかりいただけます。それが1つ。

それと、この本日の委員会の意見書に間に合わなかったものですから私個人でプリントして、ここに大勢お集まりの傍聴者の方には大変失礼なんですけど、委員の方にはお手元に配付していただきました。

それで、ここで私は3つ問題点を指摘させていただいたんですが、一番のポイントは3番でございます。3番についてのみご説明申し上げます。

御存じのとおり、滋賀県が土木学会に発表した同じテーマのシミュレーションがございます。それで、そのとき滋賀県が設定している淀川の確保量とか、あるいは維持用水に対するカットをやるかやらないかというような条件の違いがございますものですから、すべて河川管理者のシミュレーションの1 と同一条件に直しまして、それで比較させていただきました。

そうすると、滋賀県のシミュレーションでそういうふうと同じ土俵に上げてやると、琵琶湖の最低水位はマイナス 126cmになります。それが河川管理者のシミュレーションでは、毎回申し上げますけれどもマイナス 172cmです。何でこんな差が出るんだろうかと。同じ枚方確保量で同じ条件で、例えば琵琶湖の水位がBSLマイナス 110以上になったら、河川の維持用水は $14\text{m}^3/\text{s}$ カットすると。同じ条件で当てはめてこれだけ数字が違ってまいります。その理由を解明してみると、要は枚方確保量に対する琵琶湖の放流水のウエートと、それからそれ以外ですね。当然3川の合流点以降でございますから、桂川からも水が流れる、木津川からも入ってまいります。それで、琵琶湖以外でもってどれだけのウエートで取水するかという評価の違いが、この差になってあらわれているんじゃないかなというふうに思うわけです。

それで、それから先、実績数字を私は把握しておりませんから、ひょっとしたら滋賀県が木津川なり桂川から実態以上に多く見てこういう水位になっているのかなと。あるいは河川管理者が過大評価してこういう結果になっているのかなということについては私はわかりませんが、この辺の解明も残されている問題じゃないかなということをご指摘させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

芦田委員長

はい、どうも。そのほか。どうぞ。

傍聴者（浅野）

月ヶ瀬憲章の会の浅野です。きょうの事業中のダムについての意見書案に、木津川上流の治水問題に関連した基本的な提案をしたいと思います。しかし、その前に、第9回ダムワーキンググループにおいて、今本委員とのやりとりから一般傍聴者や水理学門外者委員の方々に誤解を生んだのではないかと危惧し、一言申し上げることがあります。

これまで私は岩倉観測所地点からしあん橋下流50m地点まで 1,400mの距離において、しあん橋下流50m地点の断面を使って等流計算を行ってきました。ここは調べてみますとやはり完全な常流状態になっております。ですから、岩倉観測所地点から洪水波の伝播は連続しています。よって、この岩倉峡最狭窄部の横断面を用い、乱流や粗い粗度を十分反映させたマンニングの平均流速公式を採用し、最大水位、最大流量に限って等流計算を行うことは、この断面の通過量の近似値を導くことができる簡単な方法であることが、水理学者の等しく認めるところであるので、私が言ってきたように、岩倉峡最狭窄部の疎通量の目安としては正しいと思っております。

また、岩倉観測所地点の水位流量曲線図について、きょうまともや訂正図が出ましたが、これについてはプロジェクターを使って批判したいと思います。プロジェクターをお願いします。

ちょっとわかりにくいですが、きょうの資料の3 - 2 - 1の3枚目もごらんになってください。きょうのH Q曲線はこの一番上のものとは若干違います。この前のときに出されましたH Q曲線です。これは平成6年の観測流量などにもたれかかっておりまして、もっと低水位降雨量の観測流量値があるにもかかわらず、それを抜いて出したちょっと恣意的な曲線であり、きょう出されたいわゆる不等流計算におけるプロットでは若干右肩下がりになりかけておりますが、…。

芦田委員長

すいませんけど、今までいろいろ話をずっと聞いていることですから簡潔をお願いします。

傍聴者（浅野）

はい。じゃ、上の線は非常に恣意的で、あり得ないH Q曲線です。

下は平成5年に、それまでの48年以降の観測流量値を基礎に不等流計算でなされた線ということになります。下の破線ですね。それが10.5mの水位で $3,630\text{m}^3/\text{s}$ という流量になっております。そして、現在出されております資料によりますと、ほぼ $3,400\text{m}^3/\text{s}$ で 138m（水位11.6m）という標高に達しております。これではこの付近の堤防が越えられてしまいます。溢水します。そして、木根方面へ氾濫が起こるわけです。ですから、現在出されている曲線も、これは40年の 319mm 引き延ばしなんですけど、島ヶ原到達量が $4,149\text{m}^3/\text{s}$ としているので、いわゆる $3,600\text{m}^3/\text{s}$ どまりとなるようなこのようなH Q曲線は成り立たない。矛盾があります。それほどのものだというこ

とです。

では、木津川上流の治水問題について、きょうの意見書を見ましてはっきり申し上げたいことは、川上ダム地点は河道貯留効果からいっても、また、流域の10分の1しか集水面積がないために、もともと上野北西部洪水防御に役立たない不適地にあります。きょうの意見書案の13ページの一番下の方ですけれども、『川上ダムの集水面積は岩倉峡流入地点の流域面積 492.3km²の11.1%に過ぎないが、洪水調節容量 1,450万m³/sは、集水域の降雨量 265mm分がこの降雨量で満水になるという意味ではない』というふうには書き、『それを蓄えることができ、岩倉峡上流、上野地区の洪水調節に対してかなり限定的ではあるが効果はある』と書いてありますが、これもなぜこんなことが言えるのか。なぜかと言いますと、265mmの降雨というのはほぼ2日間の降雨です。こういうことでは、洪水ピーク流量に参加する数時間程度の問題とは関係ない話です。単に貯水容量を大きく見せる、そのことで限定的ではあるが効果はあるというような言い方になっている。これはおかしい。そういうことを申し上げたいのと、…。

芦田委員長

もうやめてください。ほかの人はまだおられます。

傍聴者（浅野）

ああ、そうですか。それなら後の事はまた意見書を書いて出します。

芦田委員長

はい、どうぞ。一番後ろの人。

傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井です。度々、発言をしていますが、今回は簡単にやります。お金の話です。

きょうの毎日新聞を皆さんは読まれたと思います。今も議論が出ていますが、滋賀の水没予定地、代替地、補償、いろいろ裁判になるとか、朝刊を読んでもらえば、いろいろこの流域委員会に課せられた内容がクローズアップという欄の記事に出ています。きょう結論が出せないということは、これは淀川水系流域委員会と河川管理者の国土交通省近畿整備局の大きな責任だと思います。お金がかかっておるわけですから真剣に議論していただきたい。

それから、本年度の国交省の予算ですけれど、これも京都新聞の記事を見ていただきたい。流域単位の計画作成で一括補助金を出すという防災事業での国交省の計画で、予算を獲得して補助金として、流域単位で700億円以上盛り込まれる予定だという内容が書かれています。これは防災洪水対策ということで、国直轄管理、並びに地方自治体の流域管理の意見を一本化すれば、その意見

書を出せば、例えば各地の流域委員会でこういう意見を出せば700億円の内から幾ばくかのお金が出るのですか。あと、今までいろいろな議論の中の堤防強化とかがあります。具体的にどの河川に幾らという積算は出ているはずです。要求書も出ているはずです。答えも多分返っているでしょう。その議論の話が出てこないとだめです。これはぜひ次回に提出していただいて、一般住民、流域住民が実際に税金を払って公共事業を見えています。無駄な公共事業はやめようというような世論になってきているわけですから、その辺をきちっと踏まえてもらわんとわからない。

それからもう1つ。これが最後になりますが、以前近藤ゆり子さんという方が意見を述べておられると思いますが、徳山ダムの予算について国交省中部整備局が87億円の捻出をしたと。ということは、とにかく何が何でも徳山ダムを建設するというので、堤防強化とか河川の掘削とか、その予算を削ってまでダム建設をする動向が出されてきているのです。その辺はもう少し把握してもらって、公共工事のお金がどんな形で全国的に使われているのか、その辺をやっぱり国交省の役人さん、地方自治体の方も来られています。現場でそういう話はされているはずです。その辺をきっちり提出してもらって、流域委員会が要求する。先ほどまでの議論になっている、次回に先送りされた結論というのはおのずから出てくるはずです。おのずから出てくるはずです。以上です。

芦田委員長

はい、どうぞ。

傍聴者(岡)

大阪自然環境保存協会の岡と申します。きょう議論を聞いていたわけなんですけど、どうしても理解できないといいますか、残念だといいますか、そういったところがありまして一言発言しておきたいと思います。

きょうの事業中のダムに関する意見書なんですけど、これはもう少しやっぱり具体的に明確に書いていただきたいと思います。それが結論ですけども。なぜかといいますと、このままで15日版あるいは20日版というのがあるにしても、かなり抽象的で、言葉は悪いかもしれませんが、いわゆる玉虫色と言われるやつですね。それとあと、行政の方にげたを預けるといいますか先送りするといえますか。

これはこういう内容では行政の方にいろんなとられ方を。あいまいな表現であってはいろんなとられ方を。せっかくこれまで36回ですか、勘定はしてませんけども、今本委員があれだけ集中して、ダムが不要か要るのかどうかというのを検討するというのに的を絞って言ってきておられてこれまで積み上げてきた議論ですね。2001年から換算しますと3年以上の年月で、いろんな意味で注目が集まっているダム事業につきまして、最後の結論という部分でそういう抽象的な言葉

遣いをさせていただくと、何とでもとることができる。

簡単に言ったら、あと可及的速やかに結論を出してください、はい、わかりました、ダムは必要ですということになりかねないと思います。そういう言葉遣いは非常に気をつけて意見書なり最終的な来年の意見書を書いていただきたいと思います。法律家のご専門もおられるわけですから、法律の条文を書くかのように明確に書いていただきたいと思います。

全国で20何カ所の流域委員会がありますけども、淀川水系流域委員会はその中でも誇れる流域委員会だというふうに思っておりますので、そのあたり、画竜点睛を欠かないようによろしく願いいたします。

芦田委員長

はい、そのほか。はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治世界遺産を守る会の藪田と申します。

私たちは世界遺産と一体となった宇治のシンボル景観であります宇治川の環境、景観を守るためにこの間何回か意見を出しております。それで、きょうまとめが出されてきているんですけど、13ページのところでなんです、宇治川の流下能力の増大方法についてより詳細な検討結果を踏まえてというふうに書いていただいています。ただ、もう少し書き加えていただきたいのは、塔の島地区のバイパス・トンネルですね。これもやっぱり検討の内容に入れるというぐあいに書いていただきたいと思うんです。それは住民の意見を反映さすという点では非常に大事だと思うんです。

実は、琵琶湖工事事務所主宰の天ヶ瀬ダムワーク（2）で上流、下流の住民が寄ってこの間ずっと議論をしてきました。かなり激論を交わしてきたわけですけども、その中でまとめた意見書を河川管理者にも出してあります。その中で、やはり塔の島のところは世界遺産と一体となった非常に貴重な景観だということで、これを何としても保全しようというので一致したのと、そのためにはいろんな方策を検討する必要があると。その中の1つとして、例えば鹿跳で採用されるようなバイパス・トンネル、これはやっぱり塔の島地区でも当然検討するべきではないかということで意見書としてまとめて提出しました。そういう意見書が出ているということ踏まえていただいて、ぜひこのところはもう少し加筆していただくということをお願いしたいと思います。文書でも意見は出したいと思います。

芦田委員長

そのほかございますか。はい。

傍聴者（橋本）

城陽市から参りました橋本と申します。

堤防の補強強化につきましては、きょう初めのころに委員長の方から各河川にその文面を入れるようにというお話があったんですが、特に天ヶ瀬ダムの再開発につきまして、ここに出ているのは流下能力の増大、放流量の増大という言葉が盛んに出ておりますが、これに関しては、宇治川の堤防の補強強化が確認された後のことに当然してもらわなければならないと考えます。その文面をこの中に必ず含んでいただきたい。これが1つでございます。

それから、大戸川ダムにつきましては、現在の継続についていろいろと状況に応じて判断される点もあるかと思いますが、大戸川ダム建設地の住民が1,250有余年の歴史と財産を放棄して下流の住民のために集団移転したという、その血を吐くような思いを心したものであってほしいのと、このように考えております。以上であります。ありがとうございました。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

傍聴者（増田）

すいません、手短かにさせていただきます。きょうは員外から資料の提供のことなどを発言させていただきましてどうもすいませんでした。

でも、きょうは私は本当に期待をして来ています。今本委員も、年内には何らかの形をはっきり出すと言われていましたので、このような混乱している状況は私には本当に、何でこういうふうにして後戻りしてしまったのかという思いを持っています。皆さん何を躊躇されているのでしょうか。確かに中間取りまとめを河川管理者が出されたのは遅かったですけれども、それを受けて今まで数年間、岡さんが今言われましたけれども、数年間議論されてきた積み重ねがあるはずで、玉虫色の答えじゃなくて本当にはっきりした答えを出してください。それがどっちになろうとも、それを受けるのは河川管理者です。そういう思いで早急に結論を出していただきたいと、そういう思いで私は員外からああやって資料の請求をお願いをしたんですけれども、本当にそういう思い、皆さんいろいろな賛成、反対を進めてくれ、とめるべきだという意見はあるのはよくわかっておりますけれども、もうここで問題を先送りにするのではなくて、委員会の役目はここできっちりと結論を出すことだと思います。私たちもそれを受けてこれからいきますので、きっちりとした玉虫色でない答えをお願いしたいと要望しておきます。お願いします。

芦田委員長

もう大分時間が過ぎましたのでこのあたりで終わりたいと思うんですが、きょうは大変長時間ど

うもご苦労さまでございました。この後、記者会見ということでございますが、しばらく用意して何時からしますか。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

この直後、記者会見をこの会場から通路を挟んだ反対側の1004で行いますので、関係者の方はそちらの方まで移動をお願いいたします。これにて36回委員会を。

今本委員

それと委員の方、先ほどの意見ですけども、12月25日の12時までにはお願いします。12時から夕方5時までには作業部会の方、みずほ総研、お願いします。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

意見の送付は庶務あてでよろしいですか。

今本委員

意見はすべて庶務あてです。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

では、今ありましたように意見を庶務あてに送っていただきまして、それを作業部会の方にまとめて提出させていただくということで対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

〔午後 5時27分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。